



研究奨励事業
研究報告

大連阿片事件と「神々の乱心」

日本女子大学教授

平石 淑子

北九州市立
松本清張記念館

第十六回松本清張研究奨励事業

大連阿片事件と「神々の亂心」

日本女子大学教授

平石
淑子

目 次

はじめに	31
一、大連阿片事件の発端	26
二、大連阿片局のしくみ	25
三、大連阿片事件の登場人物と人間関係	24
四、阿片事件裁判模様	21
五、「神々の乱心」と大連阿片事件	17
六、遠景としての大正10年	9
おりに	8
参考文献（注）	4
大連阿片事件と『神々の乱心』対照年表	3

はじめに

松本清張の遺作となつた未完の長編「神々の乱心」は、日本と「満洲」¹を舞台に、軍部や皇室を巻き込み、天皇制の根幹にも迫ろうとする大作である。完成すれば恐らく「昭和史発掘」を総括するような作品になつたであろう。「神々の乱心」は小説ではあるが、芯の部分では史実を踏まえており、従つて、現実と絡まり合いつつ展開するストーリーが、フィクション故に却つて時代の暗流の底知れぬ深さを読者に提示してみせる。

評論などに於けるこの作品への言及は他の清張作品に比べれば多くないが、本稿執筆にあたり、原武史『松本清張の「遺言」——「神々の乱心」を読み解く』（2009年6月20日、文藝春秋社）には多くの啓発を受けた。「大正天皇」（2000年11月、朝日新聞社）で、在位も短く、しかも病弱、精神に異常があつたとされ、これまで正面から論じられることのなかつた大正天皇とその時代に関する、史実に即しつつの実像を鮮やかに描き出して見せた著者であれば、この作品に対する関心が皇室に集中することは当然である。皇室の正当性と宗教を主軸として「神々の乱心」を読み解こうとする試みは、大変興味深い。しかし原は、本作品を単なる小説に終わらせないための重要な要素として大連阿片事件があることにさほど関心がないように見える。確かに大連阿片事件は本作品の直接のテーマではない。だが本作品の中心人物である平田有信（秋本吾一）の過去と素性が、大連阿片事件に関わり、それによって暴かれいくことにもつと注目すべきではないか。

清張は生涯に中国を一度だけ訪れており、中国人作家と交流している。²しかしこの時彼は上海から入国し、主として江南地方と西方の西安、蘭州を回り、最後は北京から出国している。「神々の乱心」の重要な舞台となつた満洲には足を運んでいない。即ち「神々の乱心」に描かれた満洲は、清張が多くの資料を手がかりに作り上げたイメージである。清張の作品に特徴的な「土地の臭い」が薄い印象があるのはそのためだろうか。しかしそのことはこの作品の「傷」といえるようなものではない。そもそも清張は当初、満洲を正面から描く気はなかつたらしい。『松本清張最後の小説 神々の乱心—乱心のへ神々』はどちらにつくのか』（2010年1月、北九州市立松本清張記念館）は、「後半の『満洲宗教行』以下の満洲物語は小説に厚みを持たせるために、後から構想に加えられたものではないか」という。確かに満洲を描かなければ、物語の重要な伏線である大連阿片事件について、読者は具体的なイメージを持ちにくかつたに違いない。だがそれなら清張はなぜ「土地鑑」のない満洲を物語の背景として取えて選んだのか。そこにどのような必然性があつたのか。本稿は実際に大連阿片事件の概要を確認しつつ、清張が大連阿片事件を選択したことの必然性を考えてみようとするものである。

なお、本稿は大連阿片事件そのものを論じることを目的としていない。従つてこの事件に関しては、当時の新聞報道を主要な手がかりとして概要をまとめるに留める。

一、大連阿片事件の発端

①平岡定太郎

大連阿片事件の発端の一つとなつたこの事件について、「東京日日新聞」(以下『東日』)は、事件発生後一年以上経つて、次のように報じている³。

昨年 1919(大正)8年⁴12月31日午後10時30分、大連駅に於いて巡査岡崎又藏は、長春行き列車に小島庄一郎が阿片煙土九十六個(三井納品重量十一貫三十匁、価格一万二千円)を一個のトランクに入れて発送、密輸せんとしたのを押さえた。この阿片は、大連海關、大連駅貨検所を無検査で通過し、やまとホテルのボーキ上田藤平が小畠の命で、発車時間間際に

に奉天送りの手続を為し、一等車に乗つっていた前権太長官平岡定太郎にその合鍵を渡したのを認め、岡崎巡査は平岡と知つてか知らずか、海關外勤部長浜田正直、貨檢所員白井、久保立ち会いの上、差し押さえたもので、この発生事件に就き、平岡及び小畠の狼狽一方ならず、直に中野民政署長に通報し、署長は海關に交渉し、押収阿片の引き渡しを受け、曖昧裡に葬つた。平岡氏はこの事件に関連しているのは奇怪だが、とにかく何者が天津方面に密輸せんとしたものだ(1921・2・18)。

平岡定太郎は作家三島由紀夫の祖父である。平岡がなぜ阿片密輸に関わったかについては、猪瀬直樹「ベルソナ 三島由紀夫伝」(1995年11月、文藝春秋社)が詳しく述べており、それによれば平岡は、政友会政権を維持するための選挙資金調達の命を帯びて満洲で工作していたという。

政友会内閣(山本權兵衛首相、原敬内相)は、大正二年(1914)年三月に倒れたままである。「普通の権力」樹立を目指し捲土重来を期すべく原は、選挙資金集めの裏工作を急いでいた。第二次大隈内閣は二年半つづいた。つづいて大正五年(1916)年十月、山県有朋直系で軍人の寺内正毅内閣となり、政友会はずつと冷や飯を喰わされている。だが大正六年(1917)

年四月の総選挙で、政友会は第一党と盛り返した。過半数には足りないが、あともう少し、である。

原は、次回の総選挙こそが政権獲得の勝負時にらんでいた。(79~80頁)

1918(大正7)年7月、富山で起つた米騒動によつて寺内内閣が倒れ、原敬内閣が誕生する。その原が政友会の勢力を盤石にするために打ち出した小選挙区制導入のため、更に多額の資金が必要になるのだが、それについて後述する。

前出『東日』にあるように、平岡の事件は結局曖昧なうちに闇に葬られ、各新聞社に取り上げられることも当時はなかつた。故にその後発覚した大連民政署警部岩崎の渎職事件から大連阿片事件が明るみに出るまで、平岡の事件が政友会をめぐる一連の大疑惑に関わるという認識はなかつた、と思われる。『東日』の記事で、海關に交渉して押収阿片を引き渡してもらい、曖昧のうちにこの事件を葬つた、とされる中野民政署長が、阿片密輸事件の中心人物の一人であったことが後に判明する。

②大連民政署司法主任警部⁶岩崎信平の収賄瀆職事件

大連現地の新聞『満日』(1920(大正9)12・21)に次のようない記事がある。

大連民政署湯浅⁷秀富⁸警務課長⁹が當口警務署長に転じ、同司法主任岩崎警部が休職を命ぜられたのを始めとして、唐笠地方、中尾衛生、萩の谷訊問の各主任が二十日付を以て転任となつたことは、昨夕刊所報の通りであるが、岩崎司法主任は休職辞令の交付と同時に収賄瀆職罪の嫌疑で令状を執行され、旅順より出張せる安岡検察官の長時間に亘る取り調べを受け、大体収賄の事実を肯定せるものの如く、同夜遅く遂に収監された。取調の進行につれ、意外の方面に飛び火するであろうと言われ、ここに大連民政署あつて以来的一大疑獄を惹起するの模様がある。(中略)事件は何処まで拡大するか、事実の真相は取調の関係上、暫く赤裸々に報道するを避け、我等はここに如何なれば大連民政署警務課当局がかくも腐敗し、かくも忌まわしい疑獄を暴露するに至つたかを知るの必要がある。

これは一体どのような事件であったのか。翌年2月25日の『満日』によれば、元巡査の朝鮮人金守が大連小崗子で料理店を経営する傍ら阿片の密売を行つていたのを岩崎が察知し、自身の司法主任の地位を利用して金守を脅し、数回に亘つて現金一千百円その他を受け取つたというのである。ここから司直の手は次第に民政署深くに入り込んでいくのが、これについて、『遼東新報』¹⁰記者棟尾松治「未解決の現代満洲」(1921(大正10)年8月、嚴松堂書店)の言及がある。

大正9～1920年12月20日、大連民政署司法主任警部岩崎信平の収賄瀆職事件が起つた。これと同時、岩崎系に属すべき下級刑事巡查に至る迄、転勤、もしくは馘首を行い、同時に警務課長たりし湯浅警視は當口警務署に転勤を命ぜられた。湯浅警視と中野署長とは常に衝突を來していたが、岩崎警部の瀆職事件を端緒に、中野署長は日頃の鬱憤を警務課に向け、湯浅警視を圧迫し、思う通りに警務課内を改革した。湯浅一派はこれを憤慨し、中野署長の関連せる阿片密輸入事件を暴露し、遂に重大問題になつたのである(534頁)。

湯浅に対する以下のインタビュー記事は、岩崎の事件が中野に飛び火した経緯を説明している。

大連阿片事件の摘発者なりとの説ある湯浅秀富氏は、10日、京城永楽町の自邸に帰れり。氏は往訪の記者に対し、左の如く語る。「阿片問題勃発の前、岩崎司法主任の収賄罪發覚し、中野一派は僕にも関係あるものと誤認し、當口に左遷したのであるが、却つて藪蛇の形となつた。檢事局今回の活動は、全く疾風迅雷的である。彼中野は山縣長官の招電により、去る1月29日上京すると、その翌日長官に面会し、そして或程度まで犯罪の事実を肯定したらしい。その結果、愈本舞台となり。証拠書類も二十七点押収され、ここに中野一派の非行は動かすことのできぬものとなつたのである。突き出された密告書の中には、かなり突つ込んだ事実がある由だから、検察官の態度一つでは古賀拓殖長官の身辺も随分危険である。僕は13、14日頃大連に赴くはずだ」云々(『満日』1921・4・14)。

だが岩崎事件が明るみに出た背景として、そもそも関東庁の杉山総長⁹と中野との対立があつたようだ。一人の対立についても『満日』が次のように報じている。

大正8～1919年、阿片総局の乱脈、当時これが改革のため、監督問題が勃発して、杉山事務長は関東庁官に属するものと主張し、中野大連民政署長は自分の権限内に属するものと主張して、双方意見の容れざる時、中野民政署長の恩人に当たる古賀拓殖長官¹⁰の密使と称する佐賀県人の社士が来連し、中野民政署長のために暗中飛躍人に運動した結果、遂に阿片総局は中野民政署長の権限内に属するものとして決定した。

これがそもそも杉山総長と中野署長の反目した因で、杉山総長はかけて当時の大連民政署警務課長田中剛輔氏を、埠頭怪火を理由に辞めさせ、その子分たる湯浅秀富氏を課長に据え、かつ旅順民政署警務課長に島村警視を就任せしめ、以て中野署長に対する警務機関を押さえ、その上湯浅警視に内意を下して、その腹心たる警部、岩崎信平氏を同民政署警務課司法主任たらしめ、岩崎警部はまたその部下たる寺田宇太郎氏を刑事主席に座らしめた結果、中野民政署長は杉山事務長の仕打ちを心好しとせざるのみか、湯浅課長をも目の上の瘤として、とかくに意思の疎通を欠き、不満のあまりこれが変更方を中央政府に運動を試みたが、徒労に帰したので、何時かな杉山事務長並びに湯浅課長の虚を覗っていた。

一方阿片総局では密偵と称する者を使用しているを奇貨として、岩崎司法主任はその密偵中の福島、河野等と結託し、或いは鮮人金守を手先に使い、○○方面に密送する阿片を途中で没収せしめ、当時天津に居住する前権太長官平岡定太郎氏の部下、或いは○○方面等へ密輸していた。

しかるに9～1920年11月、岩崎司法主任は右の内情を発見され、收賄で検挙、収監され、同時に責任を以て湯浅課長は、営口警務署へ左遷され、営口より山川警視変わって、その後任に就いた。中野民政署長はその有様を見て、心中密かにほくそえんだが、一方中野署長を中心とする三井物産株式会社大連出張所、及び小畠その他の関係をあまりに熟知過ぎた湯浅警視は中野民政署長の態度を不服なりとし、十二月辞職願を提出するや、突如慄惶として上京し、よつて今回の事件を暴露するに至つたとの説もあるが、或いはまた小畠の妻が、我々は何時内地へ引き上げなければならなくなるかもしけぬなどと口走つていた事から事実判明してきたとの説もある。(『満日』1921・4・8、傍線筆者)

傍線を付した「社士」とは、後に大連阿片事件に連座する蒲原基輔と思われる。これについては後述する。

③小畠に対する不満

一方、山田豪『満洲国の阿片専売』(2012年12月 泊古書院)は事件が明るみに出た契機として、小畠と配下の内輪もめを擧げる。

中野が戒煙部に入れた小畠が使った大河平隆敏と親戚の鈴木安都美が、契約書と帳簿を野党に提供したのが、議会の追求の端緒になつたのだが、実はそう簡単に事は進まなかつた。

二人が不満を持ったのは、契約書の作成、立会場への運搬、金錢の受け取り、帳簿への記載と実務のすべてを受け持つたのに、二人が利益配分に

与らなかつたからだ。

小畠と仲違いした鈴木が——鈴木は元支那軍中尉と言うから、第二次満蒙独立運動に加わった大陸浪人の一人——、二重帳簿の不正を要路に訴えようと上京し、彼が恩師と仰ぐ憲政会の院外団、桜田俱楽部の長谷川隆通——長谷川は満洲事変後、右翼の小会派を率いる党首となつた男だが——を通じ、憲政会の前田下学、石川玄三、手塚良太郎に持ち込んだのは20年6月のことと言う。その紹介で横田千之助法制局長官に訴えたところ、横田はこの件を所管の古賀拓殖長官に廻し、鈴木は蒲原が古賀の代理とは知らず、古賀から中野に連絡が行き、11月急遽上京した中野と、鈴木は長谷川の介添えで三度話し合い、中野は鈴木に小畠との和解を勧め、長谷川には阿片の提供を申し入れ籠絡にかかり、半年かけての鈴木の東京での運動はぐるり一回りして空振りに終わっていた。(68~69頁)

山田が更に事件の「陰の主役」として、曾て満洲の阿片を一手に握り、巨額の富を成した石本鎧太郎¹¹を挙げていてることにも注目しておきたい。

④内地への波及

いずれにしても、民政署の内紛が発端となって阿片による浣戦事件が明らかになり、政界の有力者の名も浮上するに至つたこの事件は、内地でも大きく取り上げられ、1921(大正10)年2月12日の第四十四回帝国議会衆議院本会議に於いて憲政会より質問が提出されこととなつた。八項目に亘る質問を『満口』の記事(1921・2・4)から要約すれば、以下の通りである。

小畠と仲違いした鈴木が——鈴木は元支那軍中尉と言うから、第二次満蒙独立運動に加わった大陸浪人の一人——、二重帳簿の不正を要路に訴えようと上京し、彼が恩師と仰ぐ憲政会の院外団、桜田俱楽部の長谷川隆通——長谷川は満洲事変後、右翼の小会派を率いる党首となつた男だが——を通じ、憲政会の前田下学、石川玄三、手塚良太郎に持ち込んだのは20年6月のことと言う。その紹介で横田千之助法制局長官に訴えたところ、横田はこの件を所管の古賀拓殖長官に廻し、鈴木は蒲原が古賀の代理とは知らず、古賀から中野に連絡が行き、11月急遽上京した中野と、鈴木は長谷川の介添えで三度話し合い、中野は鈴木に小畠との和解を勧め、長谷川には阿片の提供を申し入れ籠絡にかかり、半年かけての鈴木の東京での運動はぐるり一回りして空振りに終わっていた。(68~69頁)

(二) 林前関東庁長官が阿片漸減主義を唱えたにも関わらず、その後関東府阿片局は大正8(1919)年4月より特売人制度を設け、無制限に販売しているのはなぜか。

(二) 関東庁が公表した阿片売りさばき代金と実際との間に三百円余の差額があり、その用途が不明である。また五年半の間に没収した密輸阿片はどういうに処分されたのか。

(三) 大正8(1919)年10月、阿片特売人朱春山に約一千貫の阿片を特売したという事実はあるか。

(四) 特売人と某との間に、特売利益の三分の二を日本人某の所得とするという契約があるが、そこに不正行為はないのか。

(五) 拓殖局長官古賀廉造の紹介で阿片局に勤務する小畠貞次郎が、阿片の密売によって巨額の利益を上げたという噂は本当か。

(六) 大正6、7(1917、18)年頃阿片局員が天津などで阿片の密売を行つたという事実はあるか。

(七) 大正8(1919)年12月31日に小畠貞次郎が阿片を密輸しようとしたこと、またそれに前樺太郎平岡定太郎が関係したという事実は本当か。

(八) 大正9(1920)年2月4日、小畠貞次郎が天津の平岡定太郎に阿片を密輸しようとして、発見されたためにこれを断念したという事実は本当か。

平岡が政友会の原敬に命じられて選舉資金の捻出に奔走していたことは既に述べた。拓殖局長官古賀廉造は、「原とは法学校時代からの盟友であり、原のもとで第一次・第二次西園寺内閣時の内務省警保局長を二度務め、さらに原敬内閣に際しては拓殖局長官に任命された」¹²人物である。

二、大連阿片局のしくみ

関東庁は中国人阿片中毒者（癮者）の救済という大義名分を掲げ、軍政から

民政に変わった林權助長官の時代に、関東州の阿片漸減主義をうたい、中国人による民間の慈善団体、宏濟善堂を救援するという形を取つて阿片の輸入販売を許可してきた。宏濟善堂について、『二十年史』は次のように記述している。

本堂、宏濟善堂は、支那人に対する唯一の救済機関にして、施療、恤寡、撫孤、育嬰、養老、施棺、義葬、濟困の事業を行うを以て目的とし、明治41年1908年4月、大連宏濟彩票局總辦劉兆億、協辦郭學純等に依り計画せられ、關東都督の認可を得て設立したる公益団体にして、逐年優良の成績を挙げたり（885頁）。

しかし実際の宏濟善堂は、「見るからに陰気な」階建築で、表には「阿片総局」とも「宏濟善堂」とも、何ら標札を付せず、陰惨な室内には支那人がゴロゴロしていて、見るからに秘密の潜む家」（『東京朝日新聞』1921・4・6、以下「東朝」）で、関東庁が運営資金を捻出するための隠れ裏となっていた。後に大連阿片事件裁判で弁護人の一人となつた大井静雄は、「阿片事件の真相」（1923（大正12）年3月、中外印刷株式会社）で次のように述べる。

既に明治39～1906年、6月10日、大島都督の時代に於いて、支那人潘忠國に關東州内に於ける阿片の製造、及び販売を特許し、明治40（1907）年5月16日、石本鑽太郎追加特許せられ、大正3～1914～

年12月8日、中村都督時代に至り、支那人の設立に係る慈善団体たる宏濟善堂を關東州に於ける阿片の輸入製造、及び売り捌き人に指定することとなり、以て今日に及べり。

宏濟善堂は、その事業を慈善部と戒煙部とに分けて、戒煙部には大連民政署長の推薦により、関東庁の認可したる理事、及び職員を置き、理事は關東庁及び大連民政署長の指揮監督の下に、阿片の仕入れ、販売等、一切の事務を主管することとなれり（4～5頁）。

『二十年史』と時間に齟齬があるが、大井の記述の方が詳しい。

「満日」は、宏濟善堂が洗濯の温床になつていつた経緯について、次のように報じている。

（関東庁開設）當時、阿片に関する收支は麗々しく關東庁の決算表の上に表されていたが、大正5～1916年頃から、例の所謂後門（裏門の意味）が利用された結果、支出も乱雑に流れ、ドンドン多額の寄付をするということになり、これが外人間の問題となりて、遂に官辺の注意を喚起して、阿片の販売方法が重大な問題とされるに至つた。即ち當局は、旧來の販売方法の改正に着手したのである。そこで販売方法研究の結果、阿片総局を廃止し、慈善団体たる宏濟善堂（支那貧民救済機関）に戒煙部なるものを設け、關東州内に居住する多数の阿片吸引者、即ち癮者のみに限り、救済的に阿片吸引を許し、漸次阿片吸引者をなくしようとした。然るにその際突如として一問題が外間から発生し、ここに端無くも今回の大事件の原因が醸成された。それは所謂特売制度の実施である。特売制度といふのは全然秘密の制度で、特売人（支那人名義）を設けて、關東州内に於いて

処分する阿片の総てを戒煙部、即ち阿片総局を経て、特売人をして小売人に売り渡さしむる方法で、表面何の不思議はないが、この特売人なるものは全く名義のみで、その内面は、戒煙部が正式に小売人に売り下ぐる以外の阿片は、勝手に同部からその先々へ配達するのである。而して特売制度の実施と同時に、従来の指定小売人に売り渡す定額が、約三分の一平均に減ぜられた。これは戒煙部創設の目的たる、阿片吸入を漸減するということに沿うているようだが、一方明らかに秘密特売阿片の増加を意味するものだ。これに伴う奇怪な事実はいくらもある。先ず特売制度実施の運動に最も骨を折つたのは、突然内地から來た人で、古賀拓殖局長官の特使と称する佐賀出身（古賀長官と同郷）の老政客某である。その老政客が盛んに関東府や大連民政署の間を往来し、その結果、この制度の実施を見るに至つたのだ。この老政客は滞連中特売賛成の狼連より非常に歓待されたということだ（1921・4・8、傍線筆者）。

（二）に言う古賀の手先の「老政客」も、前出〔満日〕（1921・4・8）にも登場した蒲原基輔と思われる。

前出大井によれば、関東州で扱われた阿片は以下の二種類である。

（1）紅皮子（ペルシャ産の品質優良の阿片で、赤い紙に包んであるためこのように言う）・宏済善堂が関東府及び大連民政署長の認可を得て三井物産大連支店に委託・輸入し、小売人に売り下げる販売させるもの。

（2）辺土（品質粗悪なロシア、満州産の阿片）・関東府が密輸入者より没収したもので、先ず宏済善堂に売り下げる、そこから更に小売人に売り下げて販売させるもの。

一方流通方面から見ると以下のような別があつた（〔東日〕1921・2・18）。

（i）三井から関東庁の手を経て納入される「表面的」ペルシャ産阿片で、関東庁公認の関東州内小売人五千余戸¹²に対し一日平均百二十、百三十匁を払い下げ、癪者には毎月二回配給する。

（ii）三井から納入される密輸入品で、品質は（i）と変わらないが、大連に七、八名認可された特売人に専売させる。

（iii）ウラジオストク、奉天などからの密輸入品（辺土）で、これを「小売商人に競売し、その価格の三分の一を密偵報酬」という名で支出し、三分の二が国庫の臨時収入、雜収入、及び阿片総局収入に折半せらるべきもの¹³。

阿片事件の問題は、中野民政署長等が職権を乱用して紅皮子及び辺土を市価より安く売り下げる、市価との差額を着服し、更にその金の一部が政友会の選舉資金に流れたというところにあつた。

三、大連阿片事件の登場人物と人間関係

阿片事件に関わって起訴された人物は全部で十一名である。彼らは全員が当初からの知り合いではなく、被告人の一人江崎瑞穂が釈放後、「（予審）決定書によつて初めて事件の全体が判り、私共関係者の連累事情も知ることとなつた（〔満日〕1921・7・12）と発言しているように、中野、小畠、古賀の三名を中心としてそれぞれ結びついていた。

この十一名の関係を整理してみると、少なくとも四つのグループがあつたようだ。

契約時期	人物	特売人	契約内容など
1 1919.5.8	梶井盛・遠藤良吉 江崎瑞穂・藤井三郎 国枝仁三郎・小畠貞次郎	魏長徳	利益の2/3を梶井と遠藤、1/3を江崎と藤井に分配し、梶井、遠藤の取り分の一部を小畠に分ける。梶井盛は契約の結果を古賀難造に報告
2 1919.7.15	蒲原基輔・小畠貞一郎 朱春山	杜範梧	利益の七割を蒲原、三割を杜に分配し、杜から渡され得る利益は一旦小畠が預かり、中野と梶井に渡す
3 1920.2.10	中野有光・小畠貞次郎 潘忠國・ 孫玉田	潘忠國・ 朱春山	利益の七割を蒲原、三割を潘(孫)に分配 利益の一部は「支那の貴族(廢親王) ¹⁶ 」に流れれる
4 1919.12	中野有光・小畠貞次郎 桑田鶴造 葛紹業		利益の2/3を中野、1/3を桑原に分配

グループ1及び2に中野の名前はないが、「二十年史」に言うように阿片売り下げの価格認定はもともと民政署長としての彼の権限に属しており、上記の契約総てについて中野は小畠から報告を受けていた。

予審結果(満日)1921.7.6によれば、中野有光は広島県福山出身¹⁷で、朝鮮總督府事務官、青島民政署を経て、1919(大正8)年2月10日、大連民政署長として着任している。着任に先立つて上京した中野は、もともと師弟の関係にあった古賀¹⁸から梶井盛と蒲原基輔を紹介され、彼らに阿片販売特許を与えることを了承、契約を結んだという。この間の経緯については「東朝」(1922.2.20)が詳しく報じている。記

事によれば、自宅を訪れた中野に対し、古賀は「大連に於いて阿片の売り下げにつき、その請負人が多大の利益を取得し居る様子、是等利益は一私人の所得に任せず公益事業に使用しては如何」と提案し、「代議士団体にして阿片の事に詳しき梶井並びに支那浪人の蒲原基輔等が一度行くかも知れぬ」と言った。間もなく梶井が尋ねてきて「阿片の利益を以つてある団体の費用に充てたい」と申し出、中野から小畠に紹介した。またそのおよそ一ヶ月後、蒲原が訪れ、「支那政府に關係ある者に対し、阿片特売の利益を恵んだことにつき、特売を許し呉れ」と申し出た。そこでこの両名の申し出につき、杉山総長を経て林長官の諒解を得た¹⁹。

梶井盛が政友会代議士遠藤良吉²⁰を伴つて大連に渡ったのは1919(大正8)年5月上旬のことである。梶井は古賀等との関係を、第一回公判で次のよう

に供述している。

梶井は見るから小利口そうに、キビキビした口調にて、裁判長の問い合わせ、「私は古賀氏とは十年以前から知っている。懇意と言ふほどでもないが、政党關係で交際していたものである。江崎とは、阿片事件まで未知の間で、遠藤君とは親友であり、中野君とも明治³⁷、38(1904、05)年頃、新聞記者當時から懇意であった。小畠、藤井、国枝等は大連で初めて知り合つたものである。在京当時、大連では石本鑽太郎、その他の人々が阿片でだいぶ儲けていることを聞き込み、大正⁷1918(年)1月頃、古賀氏に、自分も阿片販賣をしてみたいから……との意を通ずると、中野君へ話してみようとのことであった。幸い満鮮視察を兼ね大連に赴き、山縣通り、露國領事館敷地問題で一儲けせんとして意を得ず、中野署長に面会し、阿片特売の話を持ちかけると、中野氏は、委任した上でないと判らぬ

とのことであつた。しかるに、当地に置いてますます議が進み、藤井、江崎、遠藤、私と四人で阿片受け売りをすることとなり、表面の名義人は魏長徳をし、利益の三分の一まで遠藤と私とが分配し、三分の一は江崎、藤井に渡すこととした。同年6月、再び来連せる時には、五万円を貰い帰東し、その後一ヶ月、または二ヶ月に一、二回來連して十四万余円を藤井より受け取つた。内五万円は、数回に遠藤に渡し、二万円は自分の選舉費、一万三千円は貯金、又一万四千円は自己の生活費に充てたりした。²¹私は、阿片販売なるものは、関東庁に遣つてゐると言つても、如何なる方法によつて利得しつつあること、及び関東庁の小売りの分六分の一を減じて之を裏門から出しつあると言うことなど勿論知らず、当然自分の利得となるべきものと心得ていたのである……」（『満日』1921・9・3）

ところで【満日】に1920（大正9）年年末賞与の報道がある。

中野署長の金八百円を筆頭に、今日それぞれ係主任の手から渡された。先ずその大略を記せば、警務課、及び総務課が普通本俸の二ヶ月分の割で、各嘱託が月手当の二ヶ月分弱、各小学校が本俸の一ヶ月分くらいであるが、更にその金額は調査判明した分のみで、警務課が山川警視始め、警部、警部補、二十一名で合計二千二百三十七円、巡査が一万七千五百五十八円、巡査が一千七百三十二円で、次に第一尋常小学校が一千八百三十一円（後略）（1920・12・24）

ここに記された金額から、彼らが阿片によつて着服した利益が當時どれほど巨額であったかがわかる。

また1920年年頭の衆議院は、普通選挙制導入についてもめていた。院内多数を占めていた政友会は普選導入に強硬に反対、2月27日、突如解散を宣言した。そして小選挙区制を導入した最初の総選挙が1920（大正9）年5月10日に行われたのである。同年3月3日の『読売新聞』は、選挙費用に関して次のように報じている。

各候補者が先ず第一に痛切に響くのは、物価騰貴の今日、いつたいどのくらいの懷中勘定があつたらよいかと言うことだ。前の選挙では、所謂理想選挙に近いもので、古島一雄さんあたりの四千円を最低とし、頭が今井喜八、坪谷善四郎さんあたりの三万円だという噂だが、本年も先ずその辺の軍資金を支度せねばなるまいと思われる。

更に16日には「小選挙区の通り相場、安くとも三万円、河野さん辺でも三万円で、成金候補が撒けば十万円」の見出しが掲げている。結果として定員四百六十四名中三百六十七名という、かろうじて過半数を確保した政友会であったが、ここで勝利を獲得するためには、恐らくこれまで以上に多額の軍資金が必要とされたはずで、政界を目指した遠藤及び梶井が必要とした金額（遠藤が五万、梶井が二万・『満日』1921・9・3）の根拠も明白である。『大阪朝日新聞』（1921・4・6、以後『大朝』）は、大正7（1918）年9月16日に結ばれたグループ1の契約書を岩崎信平が魏から借り受け、この写しを所持していたことから太連阿片事件は明るみに出ることになつたと報じている。

グループ1の江崎、藤井、国枝についてはほとんど情報がない。新聞報道によれば、藤井三郎は大連のモルヒネ商人で、かつては特売人の一人であった。9月2日に開廷した公判の冒頭で、藤井には明治30（1897）年10月18日、詐

懲罪で懲役六ヶ月、罰金百円という前科がある事が明らかになっている。国枝は藤井の家に一時寄留していたことがあるらしい（『大朝』1921・4・6）。江崎瑞穂（瑞鳳）は以前大連で煉瓦工場を経営する傍ら貿易を営んでいた。『大朝』（1921・4・6）には、江崎は「曾て阿片の特売制度を計画した」人物と紹介されている。大正6（1917）年に大連の商売をたたんで内地へ引き上げ、名古屋で貿易を営んでいたようである。中野と面識はない、と言っている。『満日』（1921・4・10）では来連した時の様子を「テップリと太った紳士体の風采であつたが、さすがに暗い色は包むに由なく」、毛布やトランクを持つて上陸した、と報じられている。

中野の指示を受け、それを実行した小島はどのような人物だったのか。小島は、千葉県の素封家の家に生まれている。実兄は当地の名士で、多くの有力政治家と親交を結んでおり、その中に古賀廉造もいた。²³彼ら有力者の縁で実兄は朝鮮総督府に就職するが、赴任した矢先に死亡、実兄に随つて朝鮮に渡つて小島は帰國後、実兄の残した財産を食いつぶし、郷里にいられなくなつて再び実兄の縁を利用して朝鮮総督府に就職、そこで総督府に勤める中野有光と知り²⁴の間柄となつたというが、相変わらずまともな生活は送れなかつたようだ。「朝鮮龍岩浦料亭に僅かな漁夫を相手に媚を売つていた娼妓」を落籍して妻にしたが、「忽ち生計不如意に陥り、子供らはほとんど知人の情で辛くもその口を送る」という、悲惨な生活を続けていた（『満日』1921・4・8）ところ、中野が青島に移つたので、小島もそれを追つて青島に行く。中野のつてで鉄嶺警務署の中国語通訳の職を得るが、それもわずか半年のことであった。「当時の小島は殆ど乞食にも等しい程零落しきつて、該職鐵嶺警務署の中国語通訳をやめ、大正七（1918）年春大連に来た」（『満日』1921・4・8）。折しも中野が大連民政署長に転じたため、小島は再度中野を頼るが、中野はなかなか小島

を信用しない。一方で小島に同情する人も現れ²⁵、結局小島は当時東洋拓殖株式会社副総裁の地位にあった吉原三郎を通じて知つた古賀に推薦状を書いてもらい、併せて当時の阿片局理事たちを内偵し、情報を提供したので、漸く中野もこれを重んじるようになり、大正8（1919）年6月1日、小島を入局させた。その後小島は中野の威を借りながら意のままにならない理事を次々に辞めさせ、戒煙部を思いのままに牛耳るようになったという。こうして隠匿した金は、「殆ど毎月のように来連、投宿したる蒲原基輔の手から内地へ転送された」（『満日』1921・4・8）。

蒲原は1919（大正8）年7月14日、阿片請負名義人の杜毓楷及び朱春山と、小島立ち会いの下で会合し、契約を結んだ。杜から渡される利益は、一旦小島が預かり、中野と蒲原に渡されたという（グループ2）。蒲原基輔は長年閩東州に居住する「支那浪人」（古賀談、『満日』1921・4・8）で、事件の数年前まで旅順で「渤海漁業会社」を経営していた（『満日』1921・4・5）。第一回公判で蒲原は事件との関連を次のように供述している。

蒲原は老ぼけた老眼鏡の底から裁判長を見守り、おずおずしながら陳述する。「旅順へ来たのは（明治）39（1906）年頃で、その頃から大正6（1917）年まで旅順で請負漁業をしていた。在満中、阿片利益のあることは知っていた。古賀とは明治5、6（1872、73）年頃から幼なじみであるが、その後離れていて、且つ私は放浪のものであるから、親しい程交際することもなかつた。中野とは、朝鮮當時訪問して、初めて知つた。以来交際したこともなく、文通したこともなかつた。小島とは、大正8（1919）年頃初めて知り合いになつた。中野署長が青島から大連へ遷る際、帰京中面会したことはないが、古賀氏に頼んで阿片特許権を得べく

相談したことはある。その所以は、得た利益を以て窮迫の境にある蕭親王を救い、一つは私生活の安定を得んがためであつた。然し古賀氏との間に利益の一部を分配する約束をしたことはない。大正8～1919年2月頃、江蘇米輸入のため、大連中野に会つたが、阿片の話をした事はなかつた。その後再び古賀氏の紹介状を携え来連。大正8～1919年6月、中野に面会し、阿片特売のことを相談すると、「小畠に話せ」とのことと、中野の名刺を貰い、小畠を訪いその旨を告げると、支那人名義でなくてはならぬとのことで、その名義人も委託したことがある。その結果、杜毓楷を選定してくれた。同年7月14日、奴亭に会合して契約協議した結果、翌日私の旅宿、磐城ホテルへ契約書を持参した。然して利益の三分は杜毓楷に渡し、後は自分等の所得として送金し、蕭親王に提供の分は、中野、小畠両氏に預けるという口頭の約束をした。そして当然、同契約及び阿片売り下げは実行されると思い、帰東したのであつた。そして9～1920年8月上旬に至り、三千二百円を送金してきた。そのうち一千五百円は古賀に渡した。土屋裁判長は古賀に渡した理由を質問すると、容易に実を吐かず、「何の理由なしに渡すはずはない。最初から何かの契約あつたはずだ」といくら突っ込んでも答えず、唯好意を示したのみだと、尻尾を出すまいと努める。(中略)

「阿片特売は関東厅にやつていることは知つてゐるが、六分の一を減じたことも、煙土の値段半額及び値開きが一円、ないし三円あることも知らぬ」と否定し、「小畠より煙土及び紅皮子の払い下げを受け、8～1919年8月から9～1920年8月まで、五十五万一千円を利した事は後から聞いて知つた訳だ。そして名義人潘忠国に変更し、その後孫玉田に変更したことは知らぬ。その後又三十二万一千余円を利得し、他に一千四百

円、別に五万円を \square けていて、私の当然所得十四万七千八百余円となるも、実際受け取つた金は総計八万一千二百円である。内一万二百五十円を古賀氏に、三千円を副島義一氏²⁴の選舉費等の県会議員選舉費に一千円その他に費消したが、預金五万一千円ある筈だと言われるも確とは見えぬ。古賀からはその後、一万円五千円、一千五百円と三回に取り戻した」と言う。裁判長、鶴声一番、その理由を問う。遂に本音を吐いてしまつた。「阿片問題がやかましかつたから、古賀が返金したことと思う」(【満日】1921・9・4)

さて、この蒲原だが、当時の年齢(64歳)に加え、入獄中極度の「神經衰弱」に罹っていたとされ、保釈後の1921年12月16日未明、入院中の病院から下着一枚で用を足しに出たまま行方が判らなくなり、二三百名余りの人夫を出して捜索したが、20日、鷲島厅郵便局官舎の裏で死体となつて発見された。官舎の裏の崖から転落したとみられる。足の裏には血豆が出来ており、死後一日であろうと推測された(【満日】1921・12・21)。

蒲原の証言にも見えるように、中野、小畠、蒲原は阿片請負名義人の潘忠国、後に孫玉田と契約を結び、利益を得ている(グループ3)。この利益の一部が蕭親王にも流れたことで、満蒙独立運動との関わりも疑われる。

中野と小畠は更に桑田蠶造と組み、1919(大正8)年12月、阿片請負販売人葛紹叢を抱き込んだ(グループ4)。中野は自身が得た利益の一部を古賀に送ると同時に、選舉費用として梶井に二千五百八十円を送つてゐる。【東朝】(1922・2・20)掲載の中野の予審調書によれば、大正9(1920)年4月に古賀に三万円送金、同年9月古賀が満鮮視察の途次来連した折り、八千円を渡している²⁵。中野は、この八千円は当時の佐賀の代議士補欠選舉の費用に

充てられたるに相違ない」と供述している。

古賀に関しては從来いくつかの黒い噂があつたようだ。1920年7月26日の『東日』は、「古賀拓殖局長官、堀田土木局長等の官紀紊乱の糾弾」との見出しを掲げている。これは大阪府の木津川埋め立てに関する許可申請を巡るもので、古賀が拓殖局長官の地位を利用して、親しい関係にあった政商平林基輔一人に申請を認可させ、巨額の利益を上げさせたというものである。記事は平林と古賀の関係について以下のように述べる。

明治45(1912)年、古賀が農保局長たりて當時に始まり、爾來平林の計画せる諸事業、即ち鉄道、山林払い下げ出願、朝鮮、台灣及び南洋各方面における利権獲得に対し、直接、間接に古賀の関与せざるものなく、平林は常に自己の支配人にして且つ古賀の女婿たる白井善三郎を連鎖として巧みに古賀を利用し、両者は形影相伴うが如く、多年悪因縁を継続しまたれり。

記事は、これによつて生じた利益の一部は「総選挙の費用に使用せられたりとの推断は、蓋し架空の流言に非ざるべき事を知るに足る」とする。また同日の記事で、「古賀長官の身辺には、從来天理教事件、偽造紙幣事件を初めとし、幾多

の問題発生し、つとに世人の指弾を受けし所なりしが、現内閣成立と共に、原首相の罷免によりて拓殖局長官の要職に任せられたるは、天下の鬱憤措く能わざるなりしなり」と報じている。更に同年10月8日の『国民新聞』は、古賀と朝鮮政務監水野鍊太郎の間に起つた対立を報じる中で、「元來古賀さんは例によつて傍若無人の行動を取つてきた。満鮮では古賀さんを『毒ガス』と呼んでゐる。足跡の印する所、悪臭紛々足らざるはない」という謂いである。「ソーラ毒

ガス襲来だ」というのが近頃の状態である」と書いている。

この古賀廉造について、三宅雪嶺の「原首相の三羽鳥」と題した文章がある(『神戸又新日報』1921・5・28、29)。「三羽鳥」とは原内閣で東京府知事を務めた阿部浩、警視総監を務めた岡喜七郎、そして拓殖局長官古賀廉造を言う。三宅はこの三名の共通点として「悉く旧幕時代の働き手という分子を備えている」ことを挙げる。三宅は「大学出身者はどことなく物足らぬ氣がする」が、この三人は「腹があり、相に見えるところが取り柄」であるという。そして古賀について、次のように述べる。

〈原と古賀は〉司法省法学校で同窓の友になつて居る。同窓で一方が首相、一方が拓殖局長官というのは釣り合いを失うようでも、原に於いては古賀が氣の毒、これくらいのことはせねばなるまいと思ひ、古賀に於いては、原も親友のこと、何でもこれを助けねばならぬと心得ている。古賀氏の方では男氣を以てこれを助けている心算である。古賀は(中略)一種放胆などころがあり、ひいて軽率なところがある。(中略)考えの足らぬ嫌いがある。(中略)原氏はその短所を知つてゐるけれど、理屈抜きであつて、理屈を構わぬ所を好む。

奥津は自身が親しく接した祖父について、「廉造は自分の生き方に非常な誇りと自負心を持ち、自らに課せられたものに対してもどんな些細なことに對しても全力をあげてことにあつた。(中略)例えば自家の菜園に對してさえも、彼は出来うる限りの努力をしてその収穫を待つた」(50頁)といい、その性格を「良く言えば小事にこだわらず、悪く言えば粗忽、早合点」(67頁)と評している。また廉造の性格を熟知していた原が、利権が集中する拓殖局に廉造を置いたと

いうことは、決して情実や恩顧主義ではなかった。原の政治資金を調達するためには、廉造ほど友誼に篤く、実行力、あるいは強引さに富んだ人物はなく、しかも刑法学者として、原の意図する植民地政策の改正を行うにおいても、まさに適切な人選であったことだろう（93頁）というが、当時の新聞各紙の報道を見る限り、適切な人事であつたかと疑わざるを得ない。奥津はまた、大連阿片事件の背景には「原・廉造の線上にある内地側の勢力と、従来の植民地における長州閥との争い」（92頁）があつたのではないかと推測しているが、それを見越した上で行動する周到さ、狡猾さ、よく言えば政治的判断力が、古賀にも原にも欠如していたことだろうか。

前述の平岡といい、古賀といい、短期間に連続して問題となつた彼らの資金集めの背景に政友会政権の意志が働いていたことはもはや疑いがない。政友会に属していなかつた古賀がなぜこれらの事件に関わつたかについては、やはり彼の原に対する個人的な思いに帰するしかないように思われる。古賀は大連阿片事件勃発当初、原に対して「断じて疚しき所なし、俯仰天地に恥じず」と断言したが、自宅の家宅捜索を受ける（4月24日）に至り、翌日原に対して辞表を提出している（『読売新聞』1921.5.6）。

中野の供述から、更に大連取引所に関する疑惑も浮かび上がつたが、これも古賀に関わる疑惑であった。

大連阿片事件に関して起訴された十一名のうち、大連取引所理事の森上卯平は、阿片とは無関係である。大連株式商品取引所の設立を企図した森上は、その力添えを得るために、それまで未知の間柄であった古賀に請願、その折り古賀は「自分も□通多いから、取引所設置の上は千株なり七、八百株なりもらいたい」、「自分も友人がたくさんだから、友人に分配し遣つてくれ」（満日）1921.9.5と発言したという。取引所は古賀の尽力により、1919（大

正8）年12月15日、関東州取引所令が公布され、これに基づき、同月25日、関東庁は株式会社大連株式商品取引所設立を認可している。森上はその後古賀に選挙権として五万円を提供した。一方奥津によれば、森上から依頼された古賀は、枢密院からの横やりを嫌い、原に直接取り次ぎ、許可を得た。「その後、廉造は選挙費十万円を森上に要求したが、結局森上は資金を提供しなかつた。森上は廉造に選挙資金の代わりに取引所の株を買うようにと申し出たが、廉造はそれに応じなかつた」（84頁）と述べており、記述に相違がある。しかしいずれにしてもそれまで未知の間柄だった森上がいきなり古賀を訪ねたのには、やはり古賀のなにがしかの「力」を期待したことだつたには違いない。

ところで、中野は大連社会ではさほど評判は悪くなかったようだ。1920（大正9）年春、大連乗馬会の発起人となつて『満日』に大きく乗馬姿の写真が掲載されたり、満洲及び朝鮮を視察した古賀廉造に随行したりして、羽振りの良かつた中野は、『満日』のインタビューに答えてこのように言つてゐる。

「ハハ……退隱説ですか……官吏を退めては飯が食えませんよ……」と例の愛嬌を見せて、「イヤ老いては麒麟も駄馬に等しと言います。十七年の官界生活にこれ一つ功というものもない。後進の路を開き、登竜門の出入りを頻繁にするには、私たちのような無能官吏は退した方が国家のためになるでしょう、ハハ……私に対し、近頃退めて代議士になつてはどうか……会社に入つてはどうかと種々に勧めてくれる人もある。併し金が敵の世の中に素寒貧の私らが出来る場所でないと、マア諦めて、そんな野心は持ちませんよ。併しもし明日にも免職の辞令が来れば、老後の思い出に一つやつてみたいことがある。それは私が十七、八歳の時、ちょうど明治21、22年の頃、今はないが中国日日新聞社に筆を執つて居つたことがあるので、今でも操

軋界の生活は面白いものであると追憶の種となつて居るから、気楽な身の上になれば、早く中央の新聞社にでも入つて、若い人々と一緒に記者生活がしてみたい。これは日頃私の希望で、偽りのない、将来に対する一種の希望ですよ。そして私の記者生活は、社長になつたり、持ち主になつたりする側の方ではなくて、毎日種々に転變する社会現象の複雑を真に味わう位置に立つてみたいと思います。時々体にも桂冠後のこの志を語つては、「一人自ら慰めております」(『満日』1920・2・14)

第四十四回 帝国議会で憲政会から古賀、中野、小畠の好ましからぬ関係が問われたのは、一年後の2月12日のことである。既に平岡の阿片密輸騒ぎが明るみに出、小畠の名前が取りざたされていたが、まだ自身に累は及ぶまいと思っていたのか、まだ逃れる手立てがあると思っていたのか。しかし、「もし明日にも免職の辞令が来れば」という発言は、多少なりとも迫る危険を感じしていた、とも見える。

そもそも中野は剛胆な方ではなかつたらしい。1921(大正10)年1月25日、山縣長官の命で上京していた彼は、帰途直前、自身の訴追を部下から知られると、偽名を使って行方をくらまそうとした。司直では中野が勅任官であることを考慮し、彼の体面を重んじ、帰途を待つて拘束する予定であつたが、結局釜山警察署に拘引され、旅順に押送されることになつてしまつた。旅順に押送されてきた中野は、「数ヶ月の憂悶懊惱と病後とに、甚だしく衰弱し、顔面蒼白、豊頬壅みて、憔悴せる状、そぞろ同情に堪えざるものあり。鼠地色の中折れ帽に、駱駝の襟巻きに深く面を包み、セルのインペインパネスコート、別名とんびを羽織り、ゴムの雪駄を履いていたが、駅を出て護送馬車に乗るまでのおずおずしたる動作は、悔恨と良心の渦の巻き返す恐怖とに堪えざるもの

の如く」(『満日』1921・4・3)であった。²⁶予審終結後、多くの被告は保釈されたが、中野だけは保釈が認められていない。

中野が朝鮮で身柄を拘束された時、『満日』は、「署長としての中野さんの功績、人物は温厚で識見もあつたが狭量だった」という見出しで、次のように書いている。

温厚な君子として、また手腕あり、識見ある牧民官として八面に應酬して、複雑極まる洲治にかなり功績を印したものであつた。懸案とされた

いた土地を処分して、土地政策の上に人心を一擧に攬したり、また馬匹改良の急を高めにして大連乗馬会を興したり、ともかくも立派な署長ぶりを發揮したものであつた。難を言うと、人物あまりに温厚に、しかも老猾さを加えて政治家らしい点が、心中光風霁月なる能わず、また腹心の部下を作り得なかつた道理もあるが、この点が禍して今日悲惨なる運命に陥つた最大の原因であつた。(1921・4・2)

また中野が曾て勤務していた京城からは「中野氏は自發的に悪事を為す人でない。もし仮に法網に触れることがあるとしても、そは氏の義理堅く人情の深き性格が偶々氏に禍し、他人のため、知らず知らず問題の渦中に引き込まれ、抜き差しのならぬ深みに陥つたもので、實に氣の毒に堪えぬと、衆口一致、同情の声に満ちている」(『満日』1921・4・6)と伝えられている。しかし取り調べが進むにつれ、報道の口調も変化していく。当初黙秘を続けていた中野が数日後には「どう口を割り、それから」というものの彼の供述から、既に述べたように大連株式商品取引所設置に関わる贈賄事件までが明るみに出ると、「女の如く卑怯なる彼は、一切合切の関係を口外してしまつた」(『満日』

1921・6・15)と手のひらを返したようだ²⁷。

中野は養子先の姓で、旧姓を廣川という。出身地広島の県会書記を務めていた時、資産家桑田蠶造に眼を掛けられ、桑田の金銭的援助によって上京、勉学がかなつたという。その後桑田家は没落したが、中野はその恩に報いるため、折を見ては桑田に送金していたと【満日】(1921・4・7)はいうが、生年で見ると中野が慶應元(1865)年、桑田が明治元(1873)年で、中野は桑田より八年の年長である。桑田が中野を金銭的に援助することは不自然であるから、桑田の家が中野を援助したという関係ではなかつたか。

中野は旅順監獄の八畳の第一号独房に収監されたが、その部屋にはそれまで岩崎元司法主任警部が収監されており、中野のためにほかに移されたのだ

と言うから、皮肉なものである。監獄の食事が口に合わないため、法院俱楽部

から特別に朝晩の食事を取り寄せた。面会は禁止なのだが、そうでなくとも尋ねてくる人はいない(【満日】1921・4・7)。これに同情した広島県人会

が差し入れをすることとなり(【満日】1921・4・9)、同時に中野のため

に有力弁護士を世話しようと奔走した(【満日】1921・5・14)。法院判事であった湯浅唯二が退職して弁護士になつたのにはそのような事情があるらしい²⁸。また後に中野を弁護することになつた当時の著名弁護士花井卓蔵も中野とは同郷であり、しかも学生時代からの友人であったという(【満日】1921・8・28)。

四、阿片事件裁判模様

大連阿片事件について、旅順法院は精力的に調査、取り調べを行つた。取り調べた関係者は六十名を超えて、予審調書は六千枚を優に超えたと言われる

(【満日】1921・6・7)。

法院では本事件が世間の注目を浴びてゐること、また被告、弁護士団共に大人数となり、著名人も多いということから、公判を控え、特別の準備にかかつた。本来は法院一階の地方法院法廷を使用すべき所であるが、予想される傍聴人の数を考慮すればより広い会場が必要と思われた。そこで法院以外の会場も検討されたが、様々な不便が予想されるため、結局二階の高等法院法廷を使用することとし(【満日】1921・8・30)、「法廷内に据え付けてあつたペーチカ等は一切取り除き、傍聴人は二百名近くを入廷せしめ」とした²⁹(【満日】1921・9・1)。

各被告担当弁護人は、以下の通りである(【満日】1921・9・1、ゴシック体は東京から来連する弁護士³⁰)。

中野有光・湯浅唯二、立川雲平、相川米太郎、大井静雄、(花井卓蔵)³¹

小畠貞次郎・高橋聿郎(天豪?)、大内成美、足立進三郎³²

蒲原基輔・五十村貞俊、佐藤道³³

森上卯平・大内成美、米岡規雄、石山憲一、今村力三郎³⁴

藤井三郎・大内成美

桑田蠶造・湯浅唯二、渡田俊介

遠藤良吉・齋藤鷺太郎³⁵、高野茂基³⁶

梶井盛・齋藤鷺太郎

江嶋瑞穂・高橋猪兎³⁷、齋藤鷺太郎

国枝仁三郎・水野吉太郎、橋本二郎

古賀廉造・高木益太郎、龜山要³⁸、水野吉太郎

傍聴希望者は、近親者を除いて午前9時半までに申し込んだ者につき、抽選

を行つた。そして当日の9月2日、病氣のため欠席した古賀廉造を除く被告十名と弁護士連が顔を揃えた。

旅順方面の傍聴者は、午前6時より、未だ開けやらぬ鉄門の外に早くも

多數押しかけ、傍聴券を得んと意氣込む。その有様はむしろもの凄く、書

記課では傍聴券の交付に混雑を極めた。午前9時の旅順着列車には、大連方面よりの弁護傍聴者多数殺到し、馬車、自動車、人力車等を駆つて法院指して雪崩れ込んだ。この日、法院の準備は完全で、新聞記者控え室、弁護士その他の控え室を設け、一同は今や遅しと開廷を待つ。かかる内に10時は来たり。門は開けられた。一般傍聴者は先を争つて第一号法廷に雪崩れ込み、瞬く間に傍聴席は満員の光景を呈した。

左側二列の長卓には各新聞通信記者十六、七名、ズラリと居並び、右側には各高等官の傍聴席を設け、二十余名、膝を接して腰を下ろし、係官の直下には各被告席、その後ろを弁護士席に定めた。東京、大阪、大連、旅順の諸弁護士、亀山、水野、齋藤、大井、湯浅、立川、相川、高橋、松本、高野、高橋(天豪)、足立、大内、米岡、渋田、佐藤、五十村、石山の各弁護士が席に着いた。保釈出獄中の各被告、並びに入獄中の中野有光と共に、二名の看護に護られて被告席に小畠、梶井、蒲原、藤井、江崎、国枝、桑田、中野、遠藤、森上という順序にて着席する。関東府代衣者たる今井事務官は、付帯私訴百・十六万円の原告として記者席前の卓に着席。開廷前、各新聞通信記者は階上の合議室に於いて岸本警務局長より、審理の進行上、事いやしくも國際的に亘る記事に関しては十分に注意されたいとの希望を受け、一同着席するや、土屋⁴⁰信民⁴¹裁判長は、森本⁴²農治郎⁴³、永根⁴⁴義男⁴⁵、西陪席判官⁴⁶及び鈴木⁴⁷一野⁴⁸書記を随え、又立会の安岡検察官も法冠敬めしく着席

すると、各被告、各弁護士、その他一同起立して之を迎へ、法廷の空気はいやが上に重苦しく迫るものがある。鈴木書記起つて、各被告の名を読み上げ、いよいよ被告を糾弾する幕は開かれたのである(『満日』1921・9・2)。

人々の高い関心を集めた第一回公判は、日曜も休まず四日連続で行われた。当時この事件に関して『満日』は、元來「殿堂の重臣や『英重職にある大官に対する威儀』は、司直の權威またその光を失うが如き状態にないとも限らなかつた」が、「現在の混沌たる思想界に見ても、社会民心の『向覺醒の度に見ても、決して決して今回の如く社会の耳目を聳動せしめたる重大な事件を不間に付するが如きとあつては、社会上、思想上、刑事政策上由々しき問題とならねばならぬ」とコメントしている(1921・4・2)。

第二回公判は10月10日が予定されたが、古賀の病氣のため延期となり、翌年7月8日、漸く開廷した。今回は担当弁護士に多少の異同がある(『満日』1922・7・8の記事による)。傍線が新たなる担当弁護士。ただし、第一回公判で他の被告の担当であった弁護士も含まれる³⁹)。

中野有光・湯浅唯二、立川雲平、相川米太郎、大井靜雄、花卉卓藏、森貞次郎・高橋聿郎、大内成美、足立進三郎、米岡規雄
森上卯平・米岡規雄、石山憲一、今村力三郎
梶井三郎・大内成美
桑田蠶造・湯浅唯二、渋田俊介
遠藤良吉・島田俊雄⁴⁰、木野、齋藤鷺太郎、橋本、小野、松谷⁴¹
梶井盛・大野、齋藤鷺太郎、小野、島田俊雄

江崎瑞穂・齋藤鶴太郎、松谷

国枝仁三郎・水野吉太郎、橋本一郎、小野

古賀廉造・高木益太郎、亀山要、水野吉太郎、花井卓藏、□□、小野

かくて第二回公判は開かれたが、世間の関心は相変わらず高かつた。

関東州阿片事件第二回公判は、今7月8日午前10時30分から旅順地方

法院第一号法廷に於いて開廷。被告十名、弁護士二十人、それに法冠いかめしく法官たちがズラリと居並ぶその緊張ぶりを見んものと、朝まだきから法院鉄門として押しかけた傍聴人は無慮数百。午前9時、大連からの列車が着くと、吐き出された人々数百、法廷への坂道をエイヤエイヤと殺到し、馬車、人力車、又砂ほこりを濛々と立てて登つて行く。

この日旅順法院では、廷内禁錮のため、一般の傍聴者を百五十名と限定したので、我こそ傍聴券を得んものとひしめき合い、法院門前でワイワイ騒いだ。かくて開門と同時に傍聴者どやどやとなだれ込み、廷内一時に立錐の余地もなく、官吏席には荒尾機関大佐、柳川主計長、菅沼參謀、大塚兵器部長、根本法務官、貴志憲兵隊長等三十余名。又新聞記者席には各社の記者二十余名。並び普通席には土屋法院長夫人の顔も見え、何れも嵐の前の静けさに似て、緊張した。暑気の激しさに、審理の長時間に亘るをおもんばかり、特に取り付けた六個の扇風機は常に涼風を送るも、窓外陰雨シルケットとして暗い。かくて定期。扉を排して入ってきた被告森上を真っ先に立て、古賀、遠藤、中野、桑田、国枝、江崎、藤井、梶井、小畠の順にて入廷、一同被告席に着く。又関東庁私訴原告代表今井事務官、値賀弁護士と、及び龟山、高木、大井、安達の内地側弁護士を先に、水野、齋藤、小野、湯浅、立

7・9

第二回公判は7月22日まで、十五日間に亘つて開かれ、8月8日、判決が言い渡された〔満日〕1922・8・9、括弧内は求刑)。

古賀廉造 懲役六ヶ月、執行猶予三年、背任行為無罪(懲役二年)

中野有光 懲役一年四ヶ月(懲役二年)

小畠貞次郎 懲役一年(懲役一年)

梶井盛 懲役一年(懲役一年)

遠藤良吉 無罪(懲役一年六ヶ月)

江崎瑞穂 無罪(懲役十ヶ月)

藤井三郎 無罪(懲役十ヶ月)

桑田鶴造 無罪(懲役十ヶ月)

国枝仁三郎 無罪(懲役八ヶ月)

森上高明 無罪(罰金三百円)

この判決に対し、山田豪一は次のように述べている。

古賀と中野を旅順の法院に送った時、山縣関東長官は、既に事件の幕引きの

川、相川、高橋、大内、米岡、橋本、松谷、渋田、石山、五泉の旅大側弁護士(花井、今村、島田の東京側弁護士は欠)等、又設けの席につく。この時、土屋裁判長は森本、永根両陪席、及び鈴木書記を従え、安岡検察官はその後に続いて着席。法冠いかめしく廷内を睥睨する。満廷固睡を呑み、水を打つたようになつたとき、土屋裁判長は厳かに古賀廉造を審理する事件と共に、併合審理に入る旨を告げ、先ず証人の喚問に入った。〔満日〕1922・

手はすも整えていた。中野が旅順地方法院に出頭を命ぜられた時、中野や山縣長官宛の書簡で、(中略)「若し一朝、司法官の糾問に接すれば告白せざるべからざるに至るべく(中略)」と開き直つて脅かし、穩便な扱いを懇願していた。

山縣長官もその点はよく心得ていた。日本の裁判で疑獄事件をどう扱うかは、検察官の立件の如何にかかるている。山縣長官の内命を受け、旅順法院の安岡主任検察官は、中野のこの懇願に対し、中野を主犯とし、専ら中野の背任行為に焦点を当て立件を進めた。

(中略)安岡検察官が何より隠密にすべきは、専壳阿片の大部分の売り先がハーネス条約で禁じられている中国内地への密輸出ということだった。

(『満洲国の阿片専売』70・71頁)

さて、この判決に対し、被告、検察官両者より控訴がなされ、高等法院で審理されることになったが、ここに一つの大きな問題が生じた。関東州では二審制を採っていたため、地方法院の判決に対する控訴審は高等法院で結審となる

が、控訴審における裁判長は当初地方法院檢事に起訴を命じた高等法院長が担当することになる。つまり被告にとつてはあらかじめ無罪が保証される道理がなく、明らかに不利な裁判とならざるを得ない。この制度の不備に関しては法院側も由々しき問題であるとし、これが後に三審制に移行する契機になるのだが、しかしこの控訴審には間に合わなかつた⁴²。

控訴公判は12月1日に開廷、出席したのは梶井、小畠の二名、弁護士は齋藤、大内、立川、米岡、松谷の五名であった。今回は傍聴人も少なく、わずか三名であつた(『満日』1922・12・2)。一日目は証拠調べを行い、一旦終了、再開は8月6日、吉賀、中野、梶井、小畠の被告に当地弁護士一名に内地からの四

名を加えて行われた。「極暑を予想された法廷は割合に暑からず、四ヶ所に立てた大氷柱に一団の涼しさを添えた。今回は決審というので、傍聴人も五十人ばかりあり、中には紅数点の婦人も混じっていた」(『満日』1923・8・6)。公判は十日間に亘つて行われ、十口目にいよいよ判決が言い渡された(括弧内は求刑)。

古賀廉造　懲役一年六ヶ月、執行猶予三年(懲役一年)
中野有光　懲役一年六ヶ月、執行猶予三年(懲役三年)

小畠貢次郎　懲役一年、執行猶予三年(懲役二年)

梶井盛　懲役十ヶ月、執行猶予三年(懲役二年)

遠藤良吉　懲役六ヶ月、執行猶予三年(懲役一年六ヶ月)

判決を終えて、平石氏人高等法院長は新聞記者のインタビューに答え、次のように語つている。

三年間の懸案が漸く結審したわけだ。イヤ法律問題としては極めて簡単な問題だが、彼の通り、議会の問題ともなり、また社会が大騒ぎした問題だけに、氣骨が折れた。イヤ髪更に白きを加えるというわけサ。関東州に奉職以来、世間から見て大事件であったのは、伊藤侯を暗殺した安重根事件⁴³と今回とであろう。しかも事件の性質上、國際的問題を有して、大に苦心を払わねばならなかつた。ナニ東京の弁護士連が関東庁の阿片関係当局を告発しはせぬかと。それはあるまい。ナゼなれば、この判決は関東庁が癌者救濟のため必要な数量の阿片売り下げを是認している。だから決して累を他に及ぼすことがない。各被告に対しても刑の量がどうかとの話になれ

ば、ソレは俯仰天地に恥じない公明正大の精神によつて科したのじゃから、世間の批評はどうあらうとも、自分としては何等苦しい所はない。一句なかるべからずだというのかネ。イヤ一句も千句も既に言い尽くしてもう余滴もなくなつてしまふヨと呵々大笑した⁴⁴〔『満日』1923・8・31〕。

五、「神々の乱心」と大連阿片事件

「神々の乱心」に大連阿片事件が登場するのは第五章以降である。実際の阿片事件登場人物のうち、実名がそのまま使われているのは前拓殖局長官古賀廉造、前樺太庁長官平岡定太郎、弁護士花井卓藏、そして旅順法院の法官、職員である。事件に関わる基本的筋書きについては事実をそのまま踏襲しているが、細かく見ていくと、作者の作為が各所に施されていることに気づく。例えば1922(大正11)年8月の第一審判決を、量刑に合わせて対照すると次のようになる(傍線筆者)。

「神々の乱心」	大連阿片事件
背任罪 木原 懲役1年4ヶ月(求刑3年)	背任罪 中野 懲役1年4ヶ月(求刑3年)
川崎 懲役1年5ヶ月(求刑2年)	小畠 懲役1年(求刑2年)
加藤 懲役1年(求刑2年)	梶井 懲役1年(求刑2年)
古賀 無罪(求刑2年)	梶井 懲役6ヶ月、執行猶予3年
島田 無罪(求刑10ヶ月)	古賀 懲役6ヶ月、執行猶予3年
津島 無罪(求刑10ヶ月)	梶井 懲役10ヶ月、執行猶予3年
梶原 無罪(求刑10ヶ月)	(求刑2年)
佐藤 無罪(求刑1年6ヶ月)	遠藤 懲役6ヶ月、執行猶予3年
桑田 無罪(求刑10ヶ月)	(求刑1年6ヶ月)

堀越 無罪(求刑8ヶ月)	遠藤 無罪(求刑1年6ヶ月)
森上 無罪(求刑罰金300円)	国枝 無罪(求刑8ヶ月)

「背任罪」に相当するとしての判決は変わらないが、実際は、古賀は背任行為に関しては無罪とされた。被告の数も「神々の乱心」では実際より一人少ない。恐らく阿片事件と直接関わりのない森上が削られていると思われる。判決の相違は第二審にも見られる。

被告の人数は同じだが、量刑が三名に於いて若干異なる。また、実際には全員に認められた執行猶予三年が、小説では古賀だけに認められることになつてゐる。このような細かな改変に関する作者の意図は計りかねるが、作者の関心はどうも第二審の被告にはないようだ。

大連阿片事件の被告たちは「神々の乱心」の登場人物のモデルなのだろうか。第二審の被告のうち、「木原茂三郎大連民政署長」が中野有光大連民政署長、「嘉善堂戒煙部長川崎友次」が阿片局主事小畠貞次郎であることは言うまでもない。「代議士佐藤」が遠藤であるとすれば、「加藤」は梶井であろうか。だが「木原」は脳梗塞のため入院中で、言葉も話せない。「川崎」は広島に月江山荘を開くものの、既に死亡している。「古賀」「加藤」「佐藤」の三名については言及する。小説に登場するのは、第一審で無罪となり、控訴もされなかつた「島田」、「津島」、「梶原」、「堀越」の四名、即ち江崎、藤井、桑田、国枝に相当すると思われる人物である。小説ではこの四名のその後を描くが、既に述べたように江崎、藤井、桑田、国枝については、経歴はもとより、その後についても情報がない。被告たちの出身地や人間関係などに關しても、ほぼ事実を踏襲していない。例えば小説では「古賀」、「木原」、「川崎」は同郷であることになっているが、前述したように、古賀は佐賀、中野は広島、小畠は千葉の出身である。被告中同郷關係が認められるのは、古賀と蒲原（佐賀）、梶井と国枝（京都）、中野と桑原（広島）である。第一審無罪の四名の出身地（本籍地）と「島田」、「津島」、「梶原」、「堀越」のその後の住所、職業などの情報を対照してみると以下のようになり、そこには全く重なりが見られない。

〔神々の乱心〕	大連阿片事件
島田・佐賀県（輸出商→嬉野で茶栽培農家）	江崎・名古屋（貿易商→）
津島・和歌山（雑貨商→野菜農家）	藤井・兵庫
梶原・福井（貿易商→）	桑田・広島（貿易商→）
堀越・新潟（千葉で遊泳中死亡）	梶井・京都（大日本國勢会編集総務→）

即ち「島田」以下の四名は、作者がストーリーを構成する上で、実在の人物を借りたように見せて、実は新たに創造した登場人物ということになる。そして小説中、阿片事件に関わって作者が意図的に創造したもう一人の人物が、阿片密偵「秋本伍一」である。

後に平田有信と名を変えて月辰会を興すこの男について、清張は「川崎友次は業界の情報を取ろうと、『阿片密偵』の秋本伍一を使つた。秋本は阿片商人の密売買などを探つた。しかし秋本は油断のならない所があるので、川崎は彼に敬遠主義を取るに至つた」（上巻194頁⁴⁴）とし、また川崎の妻春子の口を借りて、「秋本伍一」という阿片密偵を使つたのは川崎ではありません。木原署長自身です、「秋本伍一は木原民政署長が高度な方面から押しつけられた密偵だと言つていました」（上巻236頁）と説明している。密偵に関しては『満日』の記事でも「大連市内のみでも四十～五十名はいる」（1920・12・22）と言つており、また小畠も気に入らない理事事を辞めさせるために密偵を使つているから、密偵の存在自体は架空のものではない。関東軍が阿片に高い関心を有していたことを考えれば、密偵の中に「秋本」のような、関東軍から派遣された人物がいた可能性は高い。だが實際の裁判に關わる情報の中に「秋本」を想起させる人物は全く登場しない。つまりこの作品は事實を伏線として巧みに使いながら構成された、完全なフィクションなのである。

「神々の乱心」では、阿片事件が明るみに出る経緯に関するても作者の手が入っている。実際は、既に述べたように、中野民政署長と杉山事務総長との対立から生じた警務課とのいざこざが原因となつて事件が暴露されるに至つたのだが、小説では、関東軍の密偵「秋本」が、阿片の権利、利益を関東軍にもたらすために、阿片総局の不正を法院に内通したとされる。「秋本」が「平田」と名を変え、月辰会を起こし、新たな野望を実現しようとしていた時、「秋本」の素性

を知る「島田」、「平田」、「梶原」が次々と「秋本」のもとを訪れ、恐喝する。そのために三人は「秋本」によつて命を絶たれるのである。恐らくこの後、吉屋もしくは萩園がこの連続殺人の謎を解き明かし、「秋本」の壮大な野望は断たれることになるのだろう。作者は登場人物をどんどん殺していく、と言つたそうだから、「秋本」も何らかの形で命を失うものと見える。

しかしながら作者はなぜ大連阿片事件を伏線に置いたのか。阿片事件に関わった人物として、実際の被害以外になぜ「秋本」を登場させる必要があったのか。なぜ「秋本」を関東軍の特務機関員としたのか。なぜ「秋本」に大連阿片事件を告発させたのか。

「秋本」は阿片事件を告発したことについて、自らこう語っている。

あの戒煙部の連中、川崎友次の一味を潰さないことにには、満洲の漢人や満人を手なづける関東軍の阿片政策は発展しない。これも、特務機関の任務として関東軍のため、国家のためだ（下巻430頁、傍線筆者）

國家の利益と関東軍の利益を同列視するこの思想こそ、清張が指摘したかったものではないだろうか。小林秀雄は「関東軍とは何だったのか」（2015年3月、KADOKAWA）で次のように言う。

「神々の乱心」における数々の事件は、1933年から1935年、まさしく満洲国成立（1932年）から日中戦争勃発（1937年）前夜に起こっている。「秋本」の発言は、関東軍の、武装した政治集団として国家の運命を掌握しているという自負を表しており、その自負はそのまま、「昭和維新」を掲げて決起した二・二六事件の青年将校たちの自負につながるのではないだろうか。

残念ながら物語は二・二六の直前で打ち切られる。しかし物語が大筋で進もうとする方向は見えていくように思う。清張はなぜ「秋本」を登場させたのか。それは関東軍を背景に置くためである。なぜ大連阿片事件を伏線としたのか、それも関東軍を背景に置くためである。なぜ関東軍を背景に置いたのか。それは軍部が絶大な政治力を握った昭和初期に読者を導くため、である。そうは読めないだろうか。

終始したのに対して、関東軍は、租借地防衛に関連して、絶えず外交的処

理が大きな問題となつたことである。つまりは、軍事的作戦が最重要であつても、その実現のための外交力が求められ、折から日中間の焦点となつていた中国革命への対応の最前線に立つ宿命を持っていたことである。この点が、一二〇年代に関東軍をして中国革命に直接対決する立場におき、張作霖爆殺、満州事変による中國東北部侵略、満洲国建設へと走らせることとなる。

この結果、満洲国を生んだのは関東軍であったが、その後見人として絶大な権力をふるつたのも関東軍であった。形式的独立国家だった満洲国の中核を握ることによって関東軍は、軍事力というよりは政治力を掌握して政治集団としてもその力をふるうこととなつた（213頁～214頁、傍線筆者）。

六、遠景としての大正10年

次に、大連阿片事件が起った大正10（1921）年という年について考えてみたい。清張が物語の伏線として大連阿片事件を選んだのは、昭和への鍵を握る関東軍を登場させる必要性があつたからだと述べたが、実は大正10年という年、或いはその年にこそ、清張は注目していたのではないかと考えている。「東朝」はこの年を、「阿片、大本教、神戸郵便局、横浜税関を初め、東京では市疑獄、瓦斯、報償契約の無効、いくつかの懲戒裁判、東京駅における閻元植、原首相暗殺、満鉄事件等、刑事、民事とも大事件が無数に折り重なり、「裁判所が目を回した年」であると総括し（1921・12・14）、大正10年の三大疑獄として東京市疑獄、満鉄背任事件、大連阿片事件を挙げている（1922・2・20）。

第一次世界大戦が終わり、世界の勢力図が大きく変化する中で、日本は今こそ歐米列強と肩を並べる時だと意気込んだに違いない。だが一心に欧米の背中を凝視し、「近代」⁴⁸への道を急いだことで、日本の社会には様々な歪みが生じた。歪みは人々の不安、不満となり、米騒動や普選運動という形を取つて現れた。政治の面でも、それまでの藩閥政治から政党政治へと、近代へ大きく舵を切つたかに見えたが、政党政治を安定的に維持するためには莫大な資金が必要となつた。形の上では「近代」の波に乗つたように見えて、形を支える精神的な面はそれに遅れていた。三宅雪嶺が、政党政治を強力に推し進めようとした原が頼りにした「三羽鳥」が何れも「悉く旧幕時代の働き手という分子を備えている」という性格を有していた、と評したのは皮肉ではあるが、當時の状況を如実に言い表しているとも言える。

加えて大正天皇の健康状態は人々の不安をよりかき立てたに違いない。太子（後の昭和天皇）妃に内定した良子女王（後の香淳皇后）の家系に色盲の遺

伝があるとして、元老の山縣有朋が中心となり、婚約解消を主張した「宮中某重大事件」は、大正10年初めによく決着を見た。この事件で、政党政治に批判的な元老山縣が敗北を喫したことは、間接的にせよ、藩閥政治の終焉を告げることになったのではないか。事件決着後間もなく、皇太子は反対する母皇后を説得し、半年間の訪欧の旅に出発する。一方大正天皇の病状はいよいよ悪化しななく、大正10年10月5日に「大正天皇御不列」が大きく報道されたことは「神々の乱心」も言及している（上巻145頁）。だがそれは11月25日に皇太子が摄政に就任するための布石であった。⁴⁹ 清張は『読売新聞』に寄せたコラム「大正史待望」（1967・12・11）に次のように書いている。

現在のところ、大正は陽の日を見ない時代となつていて。「大正史」などわずかしか出でていない。それに、誰もが注目しない。明治よりはもっとと暗黒の谷間である。

しかし、明治を日本の興隆期とすれば、大正は昭和の挫折の中間にあらる。大正は、明治を引きつぎながら、昭和の破綻の要素を培養していく。昭和史を書くなら、大正史から書かれねばならない。中間期、過渡期にはこれという事件がないのが普通だ。だが、これからは地味な大正史が書かるべき時代である。大正史は、ある意味でアナでもあるから、書くほうにも意欲が起るはずだ。

原が「大正天皇」で明らかにした大正天皇の皇太子時代の言動は、それが意識的であるか否かは別として、近代を歩み始めた日本における皇室のあり方に一つの重要な提案をしたのではないか。しかし昭和天皇は祖父である明治天皇を

鏡とする帝王教育を受け、自身も恐らく積極的に祖父に倣おうとした。近代的な、新しい皇室を作り上げる可能性を有していた大正天皇は、自身が肌で感じ取っていた近代と、自分が否応なく置かれていた、千年以上も以前の古代神話の世界との狭間で心身を病んでいったのではないか。ヨーロッパからもたらされた「近代」を、「國体」や「伝統」を守りながらどう受け止めていくか。「近代国家」としての欧米と、どのように肩を並べていくか。或いはどのようにそれを凌駕するか。明治はあまりにも華々しく「近代」の波に乗ったが、天皇はまだ高天原の「神」の領域にあった。その時代、皇太子は、天皇＝神となる前に、人間としての生身の姿を人々にすっかりさらしてしまった。近代的な皇室実現の可能性を有していた彼は、天皇となつたとたん、「神」と「人」との間で迷い、引き裂かれ、病んでしまつたのである。「神」を「伝統」、「人」を「近代」と置き換えれば、彼の「迷い」はそのまま大正という時代の「迷い」、彼の「病」は、そのまま大正という時代の「病」であったのではないか。大正となつて十年を経た時、

「迷い」や「病」は遂に抑えきれなくなり、社会の表層に吹き出した。この年、様々な「疑獄」が続々と生まれたのは決して偶然ではないようと思われる。またこの年、大本教が弾圧を受けたのも、人々のやり場のない不安が、当局の推定を超える脅威となる程にそこに集まつたためであろう。

こうした迷える大正をかろうじて救つたのが、大正10年11月の皇太子、後の昭和天皇の摂政就任ではなかつたか。皇太子がもう少し世故に長けていたなら、大正から昭和への橋渡しはもう少し違う形になつていたかも知れない。しかし摂政となつた皇太子は弱冠二十歳である。少し前にヨーロッパを見聞してはいるが、彼の年齢やそれまでに受けてきた帝王学からすれば、今こそ親しく見聞したヨーロッパの優れた所を見習い、取り入れ、明治の華やかな、強い日本の再現を目指す時と目し、そうしてこそ欧米に比肩する近代日本が誕生すると考えても不思議ではない。しかも日清、日露の一戦に勝利し、日

本は欧米の「近代」に対抗する自信を持ちつつあつた。大正10年11月の皇太子摂政就任は、大正をあと五年残しながら、実質的に昭和がスタートしたこと就意味着すると言えないだろうか。

おわりに

清張が大正10年に起きた阿片事件を物語の伏線として選んだのには、年代と事件の両面から必然性があつた。年代と事件のどちらが先にあつたのかはわからないが、大正10年に起つたその他のどの事件、疑獄にも目をつぶり、阿片事件のみを突出させたのは、何度も述べるように、阿片こそ関東軍、軍部を登場させる要素になるからであり、皇太子の摂政就任によつて実質的に大正が終わつたこの年は、軍部が政治的権力を掌握する昭和の始動の年でもあつた。

「神々の乱心」について、未完に終わったこと以外に残念に思うことがある。清張はこの作品を書き急いだのではないか。自身の寿命と競争するような意識があつたのではないか。

例えば四章の「蒟蒻と阿片」は、次章の「大連阿片事件」を導く布石となつてゐるが、蒟蒻からゼラチン培養基を発想し、そこから軍部の細菌作戦の連想が生まれる、という展開はいささか唐突にすぎないか。しかしながらここで萩園が時代の背景として「満洲国」及び軍部の影を見ていることは、清張が「秋本」を登場させた必然性と関わつて注目しておきたい。更に三次の旅館の鯉の話をから大連阿片事件が浮上し、大正天皇の御不例の新聞記事を読む中で視線の端を掠めた「大連－阿片－背任」の文字を、萩園は憑かれたように探し求める。萩園の関心は北方宗教と関係のありそうな半分に割れた多錐細紋鏡だが、それにしては阿片事件に対する追求が深い。様々な小さな事実を散らし、それら

が離合集散を繰り返すうちに巨大な真実が浮上してくる、という手法は清張特有のものであるけれども。

もうひとつは最後の「月辰会の犯罪」である。秋本の口から、連続殺人の種明かしがすべてされてしまったのはなぜだろうか。ただし、この章が書かれていたからこそ、本論考も成立したという側面はある。

最後に、大連阿片事件の被告たちの中で、その後がある程度分かっている古賀と中野について記しておく。古賀には前出奥津の回想録があるが、それによれば最終審判決後、爵位の返還を命ぜられ、御宿に建てた別荘に引きこもり、1942年に85歳で亡くなっている。一方中野は、最終審判決からおよそ四年後の1927年、広島県福山市長として返り咲いている。『日本の歴代市長——市制施行百年の歩み』(1985年5月、歴代知事編纂会)に写真入りで紹介されているが、プロフィールからは有罪判決を受けたことはもちろん、朝鮮、青島、大連と行った植民地における勤務の経歴も一切抹消されている。中野は十一年三ヶ月市長の座にあり、「各般にわたる市政運営で福山市発展の基盤を確立した」とされている。

本稿は第十六回松本清張研究奨励事業を受けて行つた研究の成果である。一年という限られた期間で力の及ばない所もあるが、このような機会を与えてくださった関係者の皆様に深く感謝致します。

（注）

1 本稿では、現在の中国東北地方を、作品の背景となる時代に於ける歴史的呼称としてこのように呼ぶことにする。なお以下、括弧はつけない。また引用文などに現在使用しない用語が含まれているが、これも歴史的なものとして、そのままにする。

2 清張は1983(昭和58)年5月25日～6月13日、訪中している(『松本清張記念館特別企画展 松本清張と東アジア——描かれた「東アジア・東南アジア』)読まれる(清張)2010年12月、北九州市立松本清張記念館)。

3 当時の新聞報道などについては、仮名遣いを改め、句読点などを補つた。なお、この事件を最も詳しく報じていると思われる『満洲日日新聞』(以後『満日』)は、1919(大正8)年7月1日～1920(大正9)年1月31日までが欠損しており、平岡の事件報道の有無を確認できない。

4 本稿では原則として西暦を用いるが、必要に応じて元号を併記する。また引用文中のへ 内は筆者注である。

5 ページ数は文春文庫版(1999年11月)による。

6 司法主任警部とは、明治41(1908)年9月に公布された関東州裁判令により、関東州内の裁判事務は基本的には法院が担うが、「軽易なる裁判及び争訟調停、非訟事件、公証執達等の事務を民政署長の権限に移した」(『関東州施政二十年史』(1926(大正15)年9月5日、関東庁、以後「二十年史」)ための役職である。

7 湯浅は主として警察畠を歩き、1919(大正8)年6月、関東庁警視に任ぜられ、大連民政署警務課長として赴任。岩崎事件の責任を問われ、自ら職を辞し満鉄に移る。満鉄退任後は大連に居住していたらしい(『満蒙日本人紳士録』1929・5、満洲日報社)。

⁸ 「遼東新報」は、1905年10月25日、大連で末永純一郎(1867~1913)によつて創刊され、1927年、「満日」に合併される(李相哲『満洲における日本人経営新聞の歴史』2000年5月、凱風社、48頁~63頁)。

⁹ 杉山総長も大正10(1921)年5月末に辞任を表明している。それについて「満日」は、「本社の探問する所によれば、総長の辞意は山縣長官の就任以来常に抱いていた所であるが、その時期を見出しがたいため、今日までその職にあつたのである。元来長官と総長とは、とかくその間柄面白からず、流石の長官も困り抜いていた矢先、阿片問題勃発し、中野氏の収監も所謂暗闘の結果、杉山総長派の激成せしものであるなどと世間に喧伝された」ためであると報じている(1921・5・26)。

¹⁰ 1858(安政5)年~1942(昭和17)年、佐賀県出身。東京地方裁判所検事、大審院判事、内務省警保局長等を務める。

¹¹ 1864(元治元)年~1933(昭和8)年、高知県出身。日清・日露戦争に通訳として従軍し、戦後関東州に於ける阿片の製造販売で巨額の富を得、大連市長なども務める。また憲政会に所属し、衆議院議員も務める。

¹² 奥津成子『私の祖父 古賀廉造の生涯——葬られた大正の重鎮の素顔』(平成23(2011)年10月、慧文社)11頁。

¹³ 小堀人は、大連に五十四軒、関東州内に百一軒あった(『満日』1921・9・2、小畠の証言)。

¹⁴ 大連阿片事件予審結果(『満日』1921・7・11)によれば、辺土に關しては「売り下げる都度、大連民政署長の承認したる価格を以てこれを売り下げる、その売り下げる価格より阿片の仕入れ金、職員の俸給、諸給、その他同部所要の一切の経費を控除し、残額は特許料名義を以て、大連民政署を經由し、これを関東庁に納入すべきものと定めた」。

¹⁵ 「大阪朝日新聞」(1921・4・6)に次のような報道がある。「阿片の払い下げについて、中野が如何に専横で乱脈であつたかの一例を示すと、関東厅としては、小堀人に対しては一定の分量しか払い下げないことに規定されているにかかわらず、中野は承認の資格など構わず、勝手なる人物に対しドンドン払い下げていた。時には警務部の電話で阿片局に命令し、「この者に対する幾許の阿片を売れ」などの極端なことをしていた。(中略)中野はこれらで得た不正の金で、青島に豪壮な邸宅を構え、また息子の名で大阪に建築をするなど、今更呆れる他はない」。

¹⁶ 藩原基輔の証言(『満日』1921・9・4)による。

¹⁷ 奥津は中野を佐賀出身で古賀の同郷人であったとするが、予審結果によれば誤りである。

¹⁸ 第一回公判で、中野自身が古賀とは「三十年頃、学生當時師弟の関係がある」と証言している(『満日』1921・9・4)。

¹⁹ 1921(大正10)年4月8日、被告中野有光第二回調書。

²⁰ 1854(安政元)年~1931(昭和6)年、宮城県出身。立憲政友会に属し、1904(明治37)年、宮城七区から衆議院に初当選、これを含めて五回当選している。1920年5月の総選挙では、宮城七区は「二十日開票につき未定」となつており、この時点では遠藤の当選は確認できない。阿片事件によつて政界を引退した(『歴代国会議員名鑑(上)』1995・6・16、議会制度研究会)。

²¹ 第一回公判の藤井の供述によれば、大連ホテルで契約を結ぶ時、遠藤は何も言わず、傍らでただ酒を飲んでいたという(『満日』1921・9・3)。

²² このほか東拓総裁であった吉原三郎、同副総裁で後に遞信大臣となつた野田卯太郎の名が出ている(『満日』1921・4・8)。

²³ 小畠の妻と同郷の「大連春日野町みどり温泉や同王家屯さつま温泉に女中し、且下は老虎灘保険浴場に仲居をしている鳴尾みづ子」が小畠夫婦に同情し、納入すべきものと定めた」。

客のチップの一部を差し出して援助、また小畠の就職に關しても有力者に紹介したり、二千円の資金を出したりと、いろいろと手を尽くしたという（『満日』1921・4・8）。一方『大朝』（1921・4・10）によれば、小畠は「鳴尾みつ」からさんざん金を搾り取つたあげく、成功の晩には正妻にすると言いくるめ、就職資金二千円を出させ、それを持つて古賀に紹介状を書いてもらうために上京した、という。

²⁴ 1・8・6・7（慶応3）年～1947（昭和22）年、佐賀県出身。1920（大正9）年衆議院に佐賀一区から無所属で当選、一期を務める（『歴代国會議員名鑑』）。

²⁵ 古賀が大連から哈爾濱に向かうに当たり、中野は鞍山まで隨行している。

²⁶ 「東京出発以来、極度の神経疲労と、釜山より旅順まで、二昼夜の長き列車中、三等車、或いは緩急車にて、極めて不自由な旅行を続けたため、慢性痔疾が甚だしくなり、更に監房内の飢餓に、一人苦痛を感じ、蒼白の顔色は一層憔悴の度を加えたらしい」（『大朝』1921・4・6）。

²⁷ 古賀も中野の口の軽いことを非難して、「元來中野は嘘うからいがん……いやしくも紳士として取り調べる際に於いては、相當その体面を重んじ、事實を供述さえすれば好いのに、いい加減なしゃべり方をせられては迷惑至極だ」と言つてゐる（『満日』1921・7・7）。また『満日』は社説で、中野が偽名を使つて逃れようとしたことを「實に見苦しく男らしからざるあくまで醜の醜を極めた者」と断罪し、「大連市は醜頭中野有光によりて汚されたる醜辱を今後十分に回復しなければならぬ」といつてゐる（1921・7・12）。

²⁸ 「今日へ湯浅判官がよいよい辞職するに至つたのは、例の阿片問題に連座せる中野有光、石光幸之助、桑田翼造の三名とも広島県人たるの関係から、大連広島県人会の依頼を受け、この大弁論を試むべく、さてこそ今回いよいよ辞意を決した訳である」（『満日』1921・6・15）。また同郷で学生時代の友人でも

ある花井卓蔵が弁護をかつて出た（『満日』1921・8・28）。石光は起訴されなかつた。

²⁹ 債券は百枚を印刷、弁護士に対しては一千五百枚に及ぶ調書を四部に分割して印刷し、それぞれに配布した（『満日』1921・8・20）。

³⁰ 内地からの弁護士については、疑惑が深まるのを恐れ、政友会系の人物は一切依頼しなかつた（『満日』1921・8・28）。ただし本文に挙げた弁護士名は、「満日」掲載の公判関連記事に見える弁護士名と必ずしも一致しない。

³¹ 中野担当弁護士のうち、湯浅、大井、花井の三名が中野と同郷の広島県出身である。

³² 足立は大阪の刑事専門弁護士（『満日』1921・8・28）。小畠の弁護を行つに至つた経緯について、足立は、「同人（小畠）が弁護士物色中、大阪で五、六名の弁護士から御箋を引いた所僕に当たつたとかで依頼してきた」（『満日』1922・7・6）と述べている。

³³ 二名とも佐賀県出身で、蒲原と同郷。

³⁴ 今村は原敬暗殺事件の弁護を担当している（『現代弁護士大観』第一巻、1932年12月、丸萬商店・1995・8、ゆまに書房）。

³⁵ 関東州弁護士会長に三度選出され、また大連市会議員なども務める（『満蒙日本紳士録』）。

³⁶ 遠藤とは同郷（宮城）のよしみがあるという（『満日』1921・7・13）。

³⁷ 1910（明治43）年より関東州法院に勤務、1917（大正6）年退職して弁護士を開業する（『満蒙日本人紳士録』）。

³⁸ 東京弁護士会長で、刑事弁護を得意とする（『満日』1921・8・28）。

³⁹ 弁護士別に担当を一覧にすると、左の通りである。共に『満日』（第二回公判担当は1921・9・1、第二回公判担当は1922・7・8）の記事による。

弁護士	第一回公判	第二回公判
湯浅唯二	中野・桑田	中野・桑田
立川雲平	中野	中野
相川米太郎	中野	中野
大井静雄	中野	中野
花井卓蔵	(中野)	中野・吉賀
高橋隼郎	小畠	小畠
大内成美	小畠・藤井・森上	小畠・藤井
足立進三郎	小畠	小畠
五十村貞俊	蒲原	
佐藤適	蒲原	
米岡規雄	森上	小畠・森上
石山憲一	森上	森上
今村力三郎	森上	森上
渋田俊介	桑田	桑田
齋藤鷺太郎	遠藤・梶井・江崎	遠藤・梶井・江崎
高野茂基	遠藤	
高橋猪兎喜	江崎	
水野吉太郎		
橋本二郎	国枝・古賀	国枝・古賀
高木益太郎	國枝	遠藤・國枝
亀山要	古賀	古賀
島田		
木野	遠藤	

小野	遠藤・梶井・国枝・古賀
松谷	遠藤・江崎
大野	梶井
□□	古賀

40 「何でも島田氏は遠藤君の旧友で、一片の義侠から無報酬で法廷に立とうと
いうのだ。その他三宅博士や中島弁護士も出廷すると言っていたが、こんな事
件に大家連が出しゃばつてもつまらないから、何でも遠藤君が謝してこれを辞
したらしい」(水野弁護士談)〔満日〕1922・7・6)

41 大連で齊藤鷺太郎と共同で開業していた松谷竹三郎が〔満蒙日本人紳士
録〕。

42 関東州に於いて三審制が施行されるのは1924(大正13)年末のことである。

43 1909(明治42)年10月26日、哈爾浜駅頭で伊藤博文が暗殺された。現場で
取り押さえられた安重根が首謀者とされ、旅順法院に押送され、地方法院にお
いて死刑が宣告され、翌3月26日に執行された。

44 平石氏人は俳句を趣味とし、「浪々」という俳号を持っていた。第一回公判の
折には「阿片事件の公判」という題で、「空声を絞り絞るや秋の蝉」と詠んでいる
〔満日〕1921・9・4)

45 『読売新聞』(1922・8・9)の記事によれば、古賀が第一審で問われたの
は「背任罪及び賄賂要求罪」であった。安岡検察官は古賀及び遠藤の背任罪に関
する無罪判決を不満として控訴した。このほか実際には中野、小畠、梶井、蒲原
に対し、関東府の私訴に対する判決が下り、それぞれに罰金が科せられている
(〔満日〕1922・8・9)。

⁴⁶ ページ数はすべて文春文庫版による。

⁴⁷ 「神々の乱心」文春文庫版「編集部注」(下巻446頁)。

⁴⁸ 「近代」という定義はなかなかに難しく、筆者は明治時代を「近代」の夜明けとすることにいささかの疑念を抱いているものであるが、ここでは議論の中心から外れるので、一般的な観念としてこの言葉を用いることにする。

⁴⁹ 原武史『大正天皇』(2015年4月、朝日文庫)にはこの間の経緯が詳しく述べられている。

に書房)

歴代知事編纂会『日本の歴代市長―市制施行百年の歩み』 1985年5月
議会制度研究会『歴代国會議員名鑑(上)』 1995年6月

楢尾松治『未解決の現代満洲』 1921年8月 厳松堂書店

大井静雄『阿片事件の真相』 1923年3月 中外印刷株式会社

二反長半『戦争と日本阿片史』 1977年8月 すばる書房

猪瀬直樹『ペルソナ 三島由紀夫伝』 1995年11月 文藝春秋社

李相哲『満洲における日本人経営の新聞の歴史』 2000年5月 凱風社

原武史『大正天皇』 2000年11月 朝日新聞社

倉橋正直『日本の阿片戦略』 2005年11月 共栄書房

千賀基史『阿片王一代』 2007年10月 光人社

原武史『松本清張の「遺言」―「神々の乱心」を読み解く』 2009年6月 文藝

春秋社

奥津成子『私の祖父 古賀廉造の生涯―葬られた大正の重鎮の素顔』

2011年10月 慧文社

山田豪一『満洲国の阿片専売』 2012年12月 汲古書院

平石淑子『追憶 平石氏人生誕150年記念』 2014年7月 私家版

小林英夫『関東軍とは何だったのか』 2015年3月 KADOKAWA

春秋社

北九州市立松本清張記念館『松本清張最後の小説 神々の乱心―乱心の「神々」はどうちらにつくのか』 2010年1月

北九州市立松本清張記念館『松本清張記念館特別企画展 松本清張と東アジア』 描かれた東アジア・東南アジア読まれる清張』 2010年12月

関東厅『関東厅施政二十年史』 1926年9月

『満蒙日本人紳士録』 1929年5月 滿洲日報社

『現代弁護士大鑑』第一卷 1932年12月 丸萬商店(1995年8月 ゆま

大連阿片事件と「神々の乱心」対照年表

年	月日	事項	掲載月日	神々の乱心（文春文庫版上巻頁、下巻頁＝漢数字）
1913(大正2)年				彰子25歳で女官となる(144)
1915(大正4)年				阿片の輸入・販売を大連嘉善堂が独占 (378)
1916(大正5)年				堀越正雄、大連市の中学教師として赴任 (387)
1917(大正6)年				加藤音松・大連へ(385)
1918(大正7)年				梶原精一・満鉄退社(386)
1919(大正8)年	1月30日	中野有光、民政署長として大連に赴任。		木原・大連民政署長就任(379)
	4月2日	阿片事件発覚。		平岡定太郎が関係した阿片密輸事件発覚 (196)
1920(大正9)年	12月20日	大連民政署警務課疑獄起り、警務課長湯浅秀富が當口警務署長に左遷、岩崎信平警部が休職辞令交付と同時に収賄瀆職罪の嫌疑で取り調べ、収監。		川崎・妻春子と再婚(214)
	12月25日	中野民政署長上京。		川崎が阿片密輸を発見される(197)
1921(大正10)年	1月26日	阿片事件に関して大々的取り調べ開始。 小島貞治郎の家宅捜索。		秋元(平田)が法院検察部に内通し、阿片事件 発覚(三九八)
	2月4日	宇野陽太郎、海軍を辞め、大本教宣伝使として奉天に到り銃器店「竜東商会」を開く(六五)	12月4日	
2月3日	2月4日	小島貞次郎を背任横領嫌疑者として留置。		
2月4日	2月5日	第四十四帝国議会阿片問題分科会に於いて山縣長官、阿片收入、没収 処分に就き不正を否定、また某代議士への献金も否定。		
2月7日	2月8日	濱幹臣、孫玉田、安承生、林寺先及び日本人一名を召喚、取り調べ。		
木原茂三郎大連民政署長の家宅捜索(187)		2月8日		

年	月日	掲載月日	事項	神々の乱心（文春文庫版上巻頁、下巻頁＝漢数字）
1921(大正10)年	2月12日	19日	第四十四帝国議会に於いて憲政会より阿片問題に関する質問が提出される。	
	2月17日	19日	衆議院本会議で阿片問題が取り上げられ、国民党の小橋藻三衛が阿片密売に関わった人々の間に交わされた帳簿、手紙などを紹介するが、そこには中野民政長官及び古賀廉造の名もある。	
	2月24日	25日	阿片特売人朱春山喚問される。 岩崎警部以下の予審終結。	
	2月25日		中野民政長官が辞意を漏らしたとの報道。	
	2月27日	3月2日	國枝仁三郎拘引。	
	2月28日	3月2日	小島貞次郎の手先であるとして、國枝仁三郎が背任罪で旅順法院へ押送される。	
	3月1日	2日	衆議院本会議で、小島貞次郎は古賀廉造の紹介になるものとの指摘がされる。	
	3月7日	12日	古賀廉造、疑念を完全に否定。	
	3月30日	31日	安岡検察官、台中丸で帰連したはずの中野を訊問すべく船中に乗り込むが、中野は乗船していない。	
	4月2日		「中野有光氏は三十一日朝の関金連絡船にて二等船客金光五郎と偽名し、釜山に到着。人目を避け、釜山の次駅草梁より乗車し、同夜京城通過(北行せり)」	
			※1日の「満日」では、中野は30日釜山に上陸した所で、釜山警察署に拘引されているという。	
	4月4日	4月2日	中野有光、旅順に護送される。	
	4月3日	6日	梶井盛、東京より旅順に到着、直ちに法院へ押送。 「審問の結果、事件は何処まで発展拡大するか」	
	5日		杉山閑東庁事務総長帰任。	
6日			蒲原基輔、梶井盛収監される。	

4月6日	7日	蒲原基輔取り調べ。						
4月7日		現在阿片事件の関連で収監されているのは、小畠貞次郎、国枝仁三郎、藤井五郎、桑田彌造、中野有光、蒲原基輔、梶井盛。このほか連累者として江崎瑞穂が六日或いは七日に押送されてくるはず。						
4月8日		「大入り満員の旅順法院監獄」 「阿片事件暴露は杉山(事務総長)、中野(民政厅長官)の軋轢が最大原因」						
4月12日	13日	中野有光実弟廣川謙吉に令状執行。						
4月14日	15日	岩崎信平に対する公判が旅順地方法院で開廷。						
4月16日	17日	宏済善堂戒煙部を宏済善堂藥房に改名。 岩崎事件第二回公判。						
4月24日	20日	関東州阿片令制定について、特別委員会設置。						
4月24日	27日	古賀廉造拓殖局長官邸家宅捜索。						
5月12日	28日	古賀邦夫(廉造長男)宅家宅捜索。						
5月24日		阿片問題が影響し、モルヒネの価格高騰。 神戸宝塚郵便局長官金横領事件発覚。						
5月25日		※古賀、中野が関与しているとされた。 杉山事務総長辞任確定。						
5月26日	27日	遠藤良吉代議士起訴。						
6月4日	5日	古賀廉造取り調べ。						
6月6日	7日	古賀邦夫取り調べ。						
6月7日		古賀廉造再度召喚、取り調べ。						
6月9日	10日	古賀邦夫召喚、取り調べ。						
6月10日		古賀廉造召喚、取り調べ。						
6月11日	12日	古賀廉造起訴。						
6月15日		大連取引所理事森上卯平収監。						
6月14日	15日	中野有光の供述から、五品取引所設立運動に関する贈収賄事件発覚し、水野弁護士、吉田豊次郎理事等が召喚、取り調べを受ける。						
		古賀廉造起訴(188)						
		6月11日						

年	月日	掲載月日	事項	神々の乱心（文春文庫版上巻頁、下巻頁＝漢数字）
1921(大正10)年	6月16日		古賀廉造第一回予審。	
	6月18日		中野有光、小島貞次郎と関係のあつた阿片特売人杜毓楷・潘志國姿を隠す。 古賀邦夫証人として訊問。	
	6月22日		岩崎信平、金守、吳昌植に関する控訴公判、高等法院で開廷。	
	6月25日	26日	古賀廉造、中野有光、蒲原基輔、小島貞次郎取り調べ。	
	6月29日		岩崎事件判決言い渡し。	
	7月5日	7月6日	阿片事件予審終結。	
	7月8日	7月10日	森上卯平、藤井三郎、江崎瑞穂、桑田賛造、国枝一三郎保釈。	
	7月9日		古賀廉造帰京。	
	7月10日	7月11日	予審結果発表。	
	7月21日	7月22日	遠藤良吉保釈、関東病院へ入院。	
	8月8日	8月22日	古賀廉造病む。	
	9月2日		阿片事件第一回公判。	
	9月3日		阿片事件第一回公判(一回目)。	
	9月4日	号外	阿片事件第一回公判(二回目)。	
	9月5日		阿片事件第一回公判(三回目)。	
	12月14日	12月15日	神戸宝塚郵便局官金横領事件公判。	
	12月20日	12月20日	古賀廉造、中野有光、交友俱楽部より除名。	
	12月20日	12月21日	蒲原基輔行方不明。	
	12月20日	12月21日	蒲原基輔の遺体発見。	
1922(大正11)年	2月20日	2月21日	「東京朝日新聞」大連阿片事件予審調書の掲載開始。	
	5月23日	5月28日	阿片事件第二回公判に關わる呼び出し状送付。	
	6月28日	6月29日	古賀廉造来連。	
	7月1日	7月2日	中野有光来連。	
	7月5日	7月6日	小島貞次郎、梶井盛、江崎瑞穂、遠藤良吉、弁護士を伴い来連。	
	7月8日	7月9日	阿片事件第二回公判。	
7月12日	7月13日		阿片事件公判検察官の求刑。	

		7月22日	7月23日	阿片事件第一回公判終了。	
		8月8日	8月9日	阿片事件判決言い渡し。	8月9日
		8月9日	8月11日	古賀廉造、中野有光控訴。	
		9月6日	9月7日	山縣伊三郎関東庁長官辞表提出。	
		9月8日	9月9日	閣議に於いて関東長官の更迭決定。後任は伊集院彦吉。	
		12月1日	12月2日	阿片事件控訴公判開廷。	
1923(大正12)年		5月17日	5月19日	古賀廉造、遠藤良吉、梶井盛、大連へ向かう。 伊集院長官、枢密院に於ける阿片精査委員会に於いて阿片取り締まり方針を説明。	
		6月13日	6月15日	阿片事件被告弁護士来連。 阿片事件第一審公判開廷。	
		8月5日		阿片事件求刑。	
		8月6日		阿片事件第二審公判(第四回)。	
		8月7日		阿片事件第二審公判(第三回)。	
		8月8日		阿片事件第二審公判(第二回)。	
		8月9日		阿片事件第二審公判(第一回)。	
		8月10日		阿片事件第一審公判(第四回)。	
		8月11日		阿片事件第一審公判(第五回)。	
		8月12日		阿片事件第一審公判(第六回)。	
		8月13日		阿片事件第一審公判(第七回)。	
		8月14日		阿片事件第一審公判(第八回)。	
		8月15日		阿片事件第一審公判(第九回)。	
		8月16日		阿片事件第一審公判(最終回)。	
		8月30日		阿片事件判決言い渡し。	
		8月31日		阿片事件第二審判決言い渡し(198) (377)	8月30日
1924(大正13)年				横倉健児(平田/秋元)奉天に銃器店「春申公司」を開く(60)	
				横倉健児(平田/秋元)奉天に銃器店「春申公司」を開く(60)	
				川崎、半年で仮出獄(405)	
				横倉健児(平田/秋元)、宇野陽太郎を訪ね、	
				出口王仁三郎を話題に(61)	
				加藤音松、服役後帰郷(385)、実兄経営の温泉旅館を手伝ううち、脳溢血で死亡(167)	
				9月	7月末

年	月日	事項	掲載月日
1924(大正13)年		神々の乱心 (文春文庫版上巻頁、下巻頁 = 漢数字)	
1925(大正14)年		横倉健児(平田／秋元)と江森静子驅け落ち(101)	9月15日
1926(大正15)年	昭和1年	(平田／秋元)と江森静子驅け落ち(101)	10月13日
1927(昭和2)年		加藤音松脳溢血で死亡(386)	7月8日
1928(昭和3)年		川崎郷里へ引き上げる(405)	9月初め
1929(昭和4)年		月辰会研究所建設(12)	
1930(昭和5)年		川崎、月江山荘を開く(216)	
1931(昭和6)年		中野有光、広島県福山市長に。	
1932(昭和7)年		朝陽館に宇野陽太郎が訪れる(376)	7月2日
1933(昭和8)年		張作霖爆死の巻き添えで宇野陽太郎死亡(405)	6月4日
		月辰会大きく改築(12)	
		川崎、広島の実弟方に寄留(386)	5月28日
		木原、脳梗塞で倒れる(239)	
		川崎、実弟方で死亡(386)	3月28日
		堀越正雄、遊泳中心臓麻痺で溺死(387)	8月13日
		吉屋謙介、北村幸子を訊問(24)	10月10日
		北村幸子投身自殺(58)	10月12日
		北村幸子告別式(60)	10月14日
		津島が平田を訪ねる(425)	10月20日
		島田が平田に電話(429)	10月27日
		北村友一松本楼で萩園泰之に会う(113)	10月30日
		梶原が平田を訪ねる(430)	10月31日
		渡良瀬遊水池で男の死体発見(津島)(273)	
		赤間村で男の死体発見(279)	

			1934(昭和9)年
			黒岩横穴墓群から島田平造の白骨死体発見 (二六四)
	キク来日し、憲兵の一斉尋問を受ける(三六一)	3月18日	9月17日
溥儀来日(三五九)		4月6日	

第16回 松本清張研究奨励事業報告書

発行日 平成二十八(2016)年二月二十九日発行

〔編集・発行〕

北九州市立松本清張記念館

北九州市小倉北区城内二一三

電話(093)582-1176

〔印刷・製作〕

有限会社シーズ

本報告書掲載の本文及び資料の無断転載・複写を禁じます。
松本清張記念館ホームページ <http://www.kidmep/seicho>
登録番号 北九州市印刷物登録番号 1508113A

松本清張研究奨励事業

第19回

募集要項

一、趣旨

時代を見つめ続けた清張文学を研究することは、今後の時代の進むべき方向性と私たちの生きていく指針を見いだすことにもつながります。このような視点から、清張の作品や人物についての研究活動を推進し、歴史や社会の事象の深層を探求する精神を継承していくため、松本清張夫人ナヲ様のご厚意により創設しました。

二、対象

ジャンルを問わず、松本清張の作品や人物を研究する活動や、松本清張の精神を継承する創造的かつ斬新な活動（調査、研究等）で、これから行おうとするもの。年齢・性別・国籍は問いません。ただし、未発表に限ります。個人又は団体も可。

三、内容

入選者（団体）に一二〇万円を上限とする研究奨励金を支給します。金額は企画内容を検討して決定します。

四、応募方法

今後取り組みたい調査・研究テーマ等の内容が具体的に分かる企画書・予算書・参考資料（様式は自由、ただし日本語）を、平成二十九年三月三十一日までに応募してください。

五、選考

松本清張記念館内の選考委員会により選考します。

六、発表

審査終了後、審査結果を直接通知します（六月末頃）。なお、入選者には八月に、北九州市で贈呈式を行います。

七、その他

採用された企画は翌年の六月末までに実施成果を報告していただきます。また、成果品である研究論文、報告書等は記念館が刊行予定の研究誌に掲載することがあります。成果品に係る著作権等諸権利は、北九州市に帰属します。

八、応募先

〒八〇三一〇八二三 北九州市小倉北区城内二番三号
TEL〇九三（五八一）二七六一 FAX〇九三（五六一）二三三〇二一